平成26年第4回東大和市議会定例会会議録第26号

平成26年12月4日(木曜日)

Щ.	申	議	吕	(9	9	名)	
111	145	5 11		١.	/.	/.	~ 1	

1番	森	田	真	_	君
3番	尾	崎	利	_	君
5番	$\vec{-}$	宮	曲	子	君
7番	和	地	仁	美	君
9番	中	村	庄 -	一郎	君
11番	押	本		修	君
13番	関	田	正	民	君
15番	森	田	憲	$\vec{-}$	君
17番	東	口	正	美	君
19番	御属	设谷	_	彦	君
21番	床	鍋	義	博	君

2番 西 Ш 洋 君 4番 実 Ш 圭 子 君 6番 大 后 治 雄 君 関 野 8番 杜 成 君 10番 岸 聡 彦 君 根 千 12番 蜂須賀 雅 君 14番 関 田 貢 君 信 君 16番 尾 崎 夫 18番 中 間 建 君 20番 彦 君 竹 康 佐 22番 中 野 志乃夫 君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

 事務局長関田新一君

 議事係長尾崎潔君

 事須藤孝桜君

 事務局次長 長島孝夫君

 主 事吉川和宏君

出席説明員 (27名)

市 長 尾崎保夫君 教 育 長 真 如 昌 美 君 企画財政部参事 田 代 雄 己 総務部参事 俊 雄 鈴木 君 子ども生活部長 榎 本 豊 君 福祉部参事 広 沢 光 政 君 都市建設部長 内藤 峰 雄 君 学校教育部参事 卓 之 君 石 井 総務管財課長 栄 一 君 東

副 市 長 小島昇公君 企画財政部長 並 木俊則君 総務部長 北 田和雄君 民 部 男 市 長 関 田 守 君 福 祉 部 長 吉 沢 寿 子 君 環境部長 田 П 茂夫君 学校教育部長 部晴彦君 团 社会教育部長 俣 学 君 小 情報管理課長 菊 地 浩 君 市民課長山田茂人君納稅課長中山 仁君福祉部副参事長瀬正人君君都市計画課長神山 尚君社会教育課長村上敏彰君

 課税
 課長
 失吹勇一君

 健康課長
 志村明子君

 環境課長
 関田孝志君

 土木課長
 寺島由紀夫君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

○議長(尾崎信夫君) ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

〇議長(尾崎信夫君) 日程第1 一般質問を行います。

◇東口正美君

○議長(尾崎信夫君) 通告順に従い、17番、東口正美議員を指名いたします。

[17番 東口正美君 登壇]

○17番(東口正美君) 議席番号17番、公明党の東口正美です。通告に従い一般質問をさせていただきます。 1番として、市道第1号線の改良工事について伺います。

市道第1号線については、平成25年度、26年度と既に2カ年にわたり改良工事が行われて、地域の住民の方からは歩道が広がり段差がなくなって長年の課題が解消されたと喜びの声が寄せられているところです。

そこで、①として、平成27年度、8年度に予定されている道路改良工事について伺います。

アとして、どのような工事が行われるのか。

イとして、歩道の段差については、どのような改良が行われるのか。

②として、さらに平成29年度以降の整備の予定について、お聞かせください。

次に、2番として、公園長寿命化計画・特色ある公園づくりの方針作成と上仲原公園の今後のあり方について伺います。

平成24年4月、国土交通省より公園施設長寿命化計画策定指針が示されました。それによりますと、我が国の都市公園のストックの状況は全国で約10万カ所、1万8,000~クタール、そのうち設置から30年以上経過したものが約3割を占め、10年後には6割に達する見込みとなっています。また、設置遊具のうち設置から20年以上経過したものが約4割を占め、経過年数不明の古いものを含めると遊具の約6割が相当の年数を経過している状況にあります。このように、公園施設の老朽化が進む中で、財政上の理由などで適正な補修や更新が困難となり、安全で快適な都市公園の本来の機能発揮にかかわる根幹的な問題となっています。地方公共団体においては、その他の社会資本と同じように、公園についても計画に基づく安全性の確保、機能の確保及びライフサイクルコストの縮減が求められています。

しかしながら、都市公園の特徴として、多種多様な規模、構造、素材からなる公園施設の集合体であることから、全ての公園施設の健全度の調査や耐用方法の検討を行うのは作業量が膨大となるため、できるだけ効率的に長寿命化計画策定に取り組む必要があります。さらに、公園施設の他の社会資本分野との異なる点として、施設の機能の低下が必ずしも構造的な劣化のみによって判定されるものではないという特性があります。例えば公園の重要な機能として、来園者に安らぎを提供する快適な空間としての役割があると思いますが、これは美観の保全、向上によって担保されるものであります。また、美観の低下により防犯上の問題が引き起こるなど、公園全体の安全性の確保にも大きく影響するものと考えます。加えて、都市公園の果たす役割には、樹林地や水辺など、環境の改善に重要な空間を有しており、その社会的な意義は重要で施設単体や公園全体のライフサイクルコストの縮減だけにとどまらず、地域全体の価値の向上に大きく貢献している点も留意しなければなりません。

そこで、①として、公園長寿命化計画について伺います。

アとして、計画の対象となる公園の選定について。

イとして、長寿命化計画の策定の手順と実施について、お聞かせください。

②として、特色ある公園づくりの方針作成について伺います。

アとして、長寿命化計画との関係はどのようになっていますか。

イとして、対象となる公園はどのような公園ですか。

③として、上仲原公園の今後のあり方について伺います。

アとして、長寿命化計画はどのようになっていますか。

イとして、今後さらに魅力ある公園とするために、市ではどのような考えをお持ちですか。

- a、サッカーコートをつくりスポーツ公園とすることができるか。
- b、防災公園としての機能強化はできるか。
- c、周辺の公園(清原西公園・六小南こども広場)と一体に整備することで、あらゆる世代に対応できる公園にすることができるか伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔17番 東口正美君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

〇市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、市道第1号線道路工事についてでありますが、平成25年度、26年度の2カ年で第三小学校前の区間の歩車道の改良工事が完了しました。平成27年度、28年度につきましては、そこから西へ市道第3号線との交差点までの区間につきまして、2カ年の継続事業として計画しているところであります。事業の概要は、既に完了しております区間と同様に、現在の歩道と車道の幅員を変更し、歩道幅員を1.5メートルから2メートルに拡幅整備を行い、あわせて車道の舗装補修を行うものであります。

次に、歩道の段差についてでありますが、東京都福祉のまちづくり条例で定める基準に基づき、歩道における車庫等の出入り口や道路が交差する箇所の巻き込み部などの傾斜を、穏やかな勾配に改良するものであります。

次に、平成29年度以降の整備の予定についてでありますが、市道第1号線道路改良工事につきましては、平成28年度までの工事計画で完了となっております。今後につきましては、市内の幹線道路全体を捉えた中で必要な事業計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、公園長寿命化計画の対象となる公園の選定についてでありますが、公園施設の長寿命化計画につきましては、開園後の経過年数、配置遊具の状況や利用の状況などを総合的に判断し、52公園を選定いたしました。 次に、公園長寿命化計画の策定の手順と実施についてでありますが、公園施設の長寿命化の策定手順につきましては、公園台帳、関連図面の収集、整理から始まり、公園台帳と現地の整合、遊具の健全度調査を行います。この健全度調査の結果を踏まえ、修繕、更新の時期及び費用を算出し、おおむね10年間での計画で実施する内容等を計画するものであります。今後どのように遊具の更新などを実施していくか、現在検討しているところであります。

次に、特色ある公園づくりの方針作成と公園長寿命化計画との関係性についてでありますが、公園施設の長寿命化計画の対象となっている公園を中心に、地域の特性に合わせた公園づくりについて検討してまいりたい

と考えております。

次に、特色ある公園づくりの対象となる公園についてでありますが、基本的には公園施設の長寿命化計画に おいて検討しております。公園を中心に、市民の皆様の御意見を伺いながら検討してまいります。

次に、上仲原公園の公園長寿命化計画についてでありますが、公園施設の長寿命化計画は現在策定中でありますが、基本的な考えは遊具の更新が中心となっておりますことから、上仲原公園におきましても、基本に沿った整備をしてまいりたいと考えております。

次に、魅力ある公園づくりについてでありますが、魅力ある公園を目指し、平成27年度において特色のある 公園の方針を策定したいと考えております。また、具体的な検討はこれからではありますが、上仲原公園にお きましては、遊具の更新を中心に進めてまいりたいと考えております。

次に、上仲原公園のスポーツ公園化についてでありますが、上仲原公園はおよそ4万3,000平方メートルの 敷地に野球場、テニスコートなどのスポーツ施設、ブランコや滑り台などの遊具、また樹木やベンチなど、市 民の皆様のニーズに応えられる総合公園としておりますことから、スポーツに特化した方向での整備は現在の ところ考えておりません。

次に、上仲原公園の防災公園としての機能強化についてでありますが、平成26年度におきましては、災害対策としてのマンホールトイレを設置いたしました。今後ベンチの取りかえ時には、かまどベンチにするなど、防災公園としての機能充実について検討してまいりたいと考えております。

次に、上仲原公園と周辺公園との一体的な整備についてでありますが、周辺の公園であります清原西公園及び六小南こども広場につきましては、公園施設の長寿命化計画の対象となっておりませんが、特色のある公園づくりの中で一体的な整備を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

〇17番(東口正美君) 御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

先ほども壇上で申しましたように、市道1号線につきましては、25年、特に26年、三小の南側と、あとスーパーの前の改良が行われたことで、25年度の改良のときは、さほど聞こえてこなかったんですけれども、やはりあそこをスーパーを出入りされる方が多いということで、大変に喜びの声を私はいただいているんですけれども、本当にやったらできるんですねという、お声をいただき、本当に長年あそこの段差に市民の人たちも、またそれを解消するために市の担当部課も、いろいろ苦心をされた結果、あのような工事を行っていただきました。今後も27年、28年と3号線に向かって、同じような形で工事をされると思うんですけれども、もう一度確認をしたいんですが、車道を狭めて歩道を広くするという工事は、一般的ではないと思うんですけれども、なぜこのような手法に至ったかの経緯を教えていただければと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) この市道第1号線、用水北通りでございますが、この区間につきましては、以前から歩道の改良の要望がございました。そのような中で、平成24年度に行いました東大和警察署、それから小学校、PTA保護者、市の4者で行いました通学路点検におきまして、歩道が狭いなどの歩道整備の要望がございました。そのようなことを受けまして、歩道を拡幅し、その分車道を縮める案につきまして、東大和警察署と協議しました結果、そのことが調いましたことから、整備ができたものでございます。

以上でございます。

○17番(東口正美君) もう一度確認ですけれども、その方針に基づき、27年度、28年度も歩道の拡幅と段差

の解消が行われるということでよろしいでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 27年度、28年度の工事につきましてでございますが、25年度から実施しましたこの工事ですが、三小の東側の交差点から行っております。そこから、市道第3号線との交差点までということで、路線として捉えたときに、その路線として何ていいますか、一体性を持ったものということで、25年、26年度と同様な形で東京都福祉のまちづくり条例に基づいた形で歩道を整備し、車道も補修するという形になってございます。

以上でございます。

○17番(東口正美君) ありがとうございます。

3号線とのところでとまるということですけれども、一体化という中では、東大和市駅方向に向かっていくときに、さらに同じような形で歩道があるわけですけれども、3号線を越えて1号線が東大和市駅に向かっていくところの歩道も、やはり段差に問題があるかなというふうに思ってはいるんですけれども、そういう意味でそれ以降の予定について、今のところはないということでしたけれども、その3号線を越えた1号線の今までの整備状況と、もし今後改良が行われる場合の見通しといいますか、今の時点では決められはしないと思うんですけれども――ていいますのは、あの先、さらに歩道が同じような形で段差がある場所、また来客数の多い薬局等があり、さらにその先を行くと歩道に電柱がどんとありまして、人も通れないというような部分もございますので、やはり駅までの一体化というふうに考えますと、まだここの歩道の改良の必要性はあると思うんですけれども、道路整備として今後10年先か、20年先かわかりませんけれども、そういうことも含めて、あそこの道の見通しといいますか、計画といいますか、そういうものがあればお教えください。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいまお尋ねのありました3号線以西の1号線の整備でございますけれども、この部分につきましては、平成20年、21年度に車道の状況が老朽化してきたということで、振動や騒音を解消するために、車道の舗装打ちかえを施工しております。その状況が、まだ五、六年、数年しかたっていないということで、改修する状況にはございません。ただいま三小の前の昨年度と今年度で整備してきた内容と申しますのは、歩道の段差を解消するために車道を少し上げて盤を高くして、歩道もあわせて解消するというような工事を行っております。そのような工事を、まだ車道舗装がきちんと機能している道路で行うというのは、ちょっと財政を考えていく上でも厳しいかなというふうに思いますので、今後やっていくとなると、全体的な改修に向けてといったところは、次の舗装の打ちかえ等の機会を捉える必要があるというふうに考えているところです。しかし、部分的に段差が激しいとか、解消の手だてがありそうだというようなところにつきましては、部分補修的な対応はできると思っておりますので、具体的な箇所等がございましたら、その辺は対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○17番(東口正美君) なかなか私も含めて、市民目線ですと幅のことはわかるんですけど、高さを合わせるとかというところは、なかなかわからなくて、今御説明を受けてわかったんですけれども、確認ですけれども、あくまでも今1号線に行われているような歩道の拡幅や段差解消というのは、車道と一体化した中でしかできない工事だということで、そういう認識でよろしいでしょうか。
- **〇都市建設部長(内藤峰雄君)** 全ての道路で、そういう状況になるかというと必ずしも、そうならない場所もあります。ただ、ここのように現在車道と歩道の高さの段差が20センチあります。古い基準ですと、そのくらいの高さでつくることが一般的でございました。しかし、最近はセミフラット型とか、15センチにするとかと

いうようなことになりますので、そうなりますと車道の排水と歩道の排水、または沿道の敷地との高さ等の取り合わせをきちんと考えていかないと、せっかく改修しても水たまりを生んでしまうというようなことになりますので、そういったことを考えますと、やはり車道の盤と合わせた形で改修をしていく必要が生じますので、できれば一体でないと厳しい。特に、幅員がそんなに広くない道路につきましては、一体で整備しないといろいろな不都合が生じてしまうということになります。

以上でございます。

- ○17番(東口正美君) 理解をいたしました。また、そのような説明も市民の方たちにしていく場面も必要なのかなというふうに、なかなかそこが要するに市民感覚ですと幅広げたり、狭めたりできたんだから、できるじゃないのというふうな形で思いがちですけれども、全体的な流れとか、またかつては20センチの段差のほうが安全だったというふうに思われていたことが、いろんなことが変わってきたことで基準も変わっているのなどということの説明も、必要な場面も出てくるのかなということで確認をさせていただきました。道路の幅が決まった中で、時代によって求められてくることとか、安全基準とかということが大きく時代とともに変わってくるのかなというふうに思います。特に、段差に関しましては、もちろんベビーカーもありますけれども、現在ではシルバーカーを押されて歩かれる方、またつえをついて歩かれる方、今までと違う形で歩行のことも考慮しなければならない。さらに、前回1号線の質問をさせていただいたときに、自転車の乗り方についても小学生に対して指導してほしいというふうに要望させていただきましたけれども、自転車との関係性という中で、ある意味車中心だった道路が、いろんな形でバリアフリーだったり、そういうものが求められる時代の中で、今後の道路の整備について、今後とも力を尽くしていただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。
- ○都市建設部長(内藤峰雄君) 先ほど、土木課長からの答弁でもありましたように、福祉のまちづくり条例に基づいた基準等に合わせた形で整備していきたいと。また、そういったことは都市マスタープランの中の道路の整備の中でも、バリアフリー化を図っていくというようなことで、部の中、それから市の中で共通認識としてみんなで持つようにしてまいります。今後の改良につきましては、その基準に合う道路づくりに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇17番(東口正美君) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。1番目の質問は、これで終了いたします。

公園の長寿命化計画について伺っていきたいと思います。

今回国土交通省の指針を引用させていただきましたけれども、まだこの指針は出てますが、なかなか具体的なところは、これからなのかなという印象を持ちつつ、当市としても長寿命化計画というのが発表されておりますので、この点の確認を含めて行わせていただければと思いますが、52公園の選定というのは経過年数、また遊具のぐあいということですけれども、ここで選定されなかった公園は比較的新しくて整備が整っているという公園という認識でよろしいでしょうか。

- ○環境課長(関田孝志君) 52公園以外の公園につきましては、整備年度が新しいのもございますし、遊具等の配置も少ないという状況で次に送るというような形で、今回52公園に選定したということでございます。
 以上でございます。
- ○17番(東口正美君) そうしますと、それ以外のところというのは、先に手順の確認をさせていただきます。

そうしますと、公園の選定から始まりまして、予備調査、健全度調査、計画の策定というような流れになるのかなと思いますけれども、現実にこの52公園に対して、この作業を行うのは、どなたが、要するに市の職員がやるのか、また専門の方にお願いするのか、手順について、お聞かせください。

- ○環境課長(関田孝志君) 実際の作業につきましては、25年の後半に委託をかけまして、専門業者による判定を行っていただいたというところでございます。
- ○17番(東口正美君) 既に、その52公園の選定をするということで委託をして調査が行われて、その上で老朽化が進んでいると思われる52公園の選定ということになったのかという確認と、あともう一つ、こども広場というのが16カ所あると思うんですけれども、こちらは今回この長寿命化の中で組み込まれている施設ではないのかという確認を2つさせてください。
- ○環境課長(関田孝志君) 52公園の選定については、委託の前に既に市のほうで選定して、この52公園についての健全度等について委託をかけたということでございます。また、今回の長寿命化につきましては、都市公園というところが決まりなので、こども広場というところの部分は入っていないという状況でございます。以上でございます。
- ○17番(東口正美君) そうしますと、この指針によりますと、本来であれば公園の遊具以外の部分も策定の中に含まれていくものなのかなというふうに思っておりましたけれども、そうではないということですが、全く関係なく遊具だけの長寿命化なのか、また今回この長寿命化の策定の指針の中では、9項目に分かれて多種多様な形の施設に対しての計画の策定ということですけれども、この9区分は例えばa. 広場、こういうのはいわゆる全体的な広場のことだと思います。b. は植栽のこととか、またベンチとか、幾つかの具材に分けて、その判定をしていくということになっていますけれども、今回全くもって遊具のみという理解でよろしいでしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 今回の長寿命化については、最終的には長寿命化をやることによって、国費のほうの補助をいただくということになります。長寿命化の委託の中では、集計値や遊具以外のベンチですとか、水飲み場、トイレ等についての点検は実施したところでございます。ですが、この長寿命化の中で最終的に先ほど話したように、国費のほうの対象となるというところが、面積区分で2へクタール以上というところで、2へクタール以上の部分については、そういった遊具以外の施設についても対象となるということでございます。それ以外の2へクタール以上というと、市内では上仲原公園と狭山緑地ぐらいしかありませんので、それ以外の小さな公園については、該当となっていないところです。ですが、この52公園については、健全度等について調べはしているところでございます。

以上でございます。

以上でございます。

- ○17番(東口正美君) 要するに、国費がおりてきて現実的に長寿命化といいますか、遊具の更新ということが今現実的には見えてきているけれども、それ以外の先ほどおっしゃいましたように、水飲み場とか、おトイレとか、補修が今後必要になっていくことに関しては、市としては認識をし、計画を立てていきたいという、これから長寿命化計画を立てていく中には組み込まれているという考え方でよろしいでしょうか。
- **○環境課長(関田孝志君)** 基本的には、そこの部分については、要は10年のうちの後半の部分のほうに入れられたらなというふうには考えてございます。

以上でございます。

- **〇17番(東口正美君)** 要するに、ここで計画をきちんと立てておかないと、今後またこの指針が示されている中で、計画があるものに対して、今後補助金が出る可能性、まだきちんといろいろ私も見ましたけれども、まだ出てきてないのも事実なので、そういう意味ではきちんと計画を立てていくということが、当然市の独自財源だけでやれるというわけではないと思いますので、きちんと計画を立てているということが大事だという認識でよろしいでしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 国費もやはり前提となります計画というところは、きちんと立てていく必要があるというふうに認識してございます。

以上でございます。

- **〇17番(東口正美君)** そうしますと、もう一つ公園の管理の中で気になることは、植栽についてですけれど も、ここに関しては今回どのようなお考えでしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 植栽につきましては、25年度に実施しました委託の中には入ってございません。ですので、うちのほうの職員が今までの経験の中で見ながら、剪定、伐採等をする。また、するに当たっては近隣住民の皆様方の御意見を聞いた中で対応しているという現状でございます。

以上でございます。

- **〇17番(東口正美君)** ありがとうございます。次に進ませていただきます。
 - そのようなことを踏まえて、今回特色のある公園づくりの方針作成ということを市では打ち出しをされておりますけれども、今のお話を伺いますと、遊具の更新が中心になっていくという中で、この特色のある公園づくりというのは、具体的にはどのようなイメージで進められていくのでしょうか。
- ○環境部長(田口茂夫君) 当市におきましては、東西に3つの大きなグリーンベルトと言われる自然があります。1つには野火止用水、また中央になりますけども空堀川、また北のほうになりますが狭山緑地というふうな形で、大きな自然が存在します。その狭いながらの東大和市の地域の中に100ほどの公園が点在しております。また、少子高齢化が進んできておりまして、建設してから30年がたつような公園もございます。その地域においては、場合によっては、もう地域にお子様がおられないというふうなこともございますので、それぞれ地域の特色を見ながら、そういったものをどうリプレイスしていくか、この長寿命化の中でも例えば仮に滑り台なら滑り台を、また同じ滑り台に変えるだけではなくて、滑り台をまた地域に合わせた、高齢化に合わせたような遊具にしていくとか、そういった形の特色ある公園を全てではないとは思っておりますが、そういったものを少しずつふやしていきたいなというふうなところで、これを取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番(東口正美君) ありがとうございます。確かに、以前は公園と言えば子供が遊ぶ場所というのが社会の中で普通かな、通念というところまでいくかわかりませんけれども──というところから、やはり時代がたちまして、ニーズも違ってくると思いますし、いろんなものが遊具がたくさんある公園も必要だし、ある意味今後防災のことを考えれば、そこが空地であるとか、そこに備蓄庫があって、ほかにはなにもないけど、備蓄庫と例えばかまどベンチなりというものが設置されたときに、そこは毎年必ず防災訓練をするときに使われる公園とかというような形で、その地域に必要なものというものを、今の時点、また今後を見越して策定していくということは、大変に意義があるというふうに私自身も思っております。この指針の中で、今2ヘクタール以上ということなので、小さな公園が当てはまりはしないと思うんですけれども、公園機能の低下を図る公園

への対応ということも書かれておりまして、そういう観点を当市も持ってしっかりと取り組んでいくというふ うに認識をさせていただきました。

今回このような中で、さまざま調べている中で札幌市の取り組みが少しおもしろいかなというふうに思った んですけれども、当然当市とは規模も違いますし、ここは独自財源でこの整備をされているということなので、 さまざま違ってくると思うんですけれども、少しこの札幌市のことを御存じでしたら教えてください。

- ○環境課長(関田孝志君) 札幌市のホームページを見ますと、やはり公園の部分で出てくるのが市民との協働というところの部分が札幌市はメーンなのかなというふうに感じております。例えば申し上げますと、幼稚園、小学校、地域の人々たちが、種から花を育てて、それを小学校で育てたやつを街路樹等の下に置くだとか、地域の人たちにその後の花咲いたやつを水くれていただくといった事業ですとか、またコミュニティガーデンというような形で、特色ある美しい町並みづくりなんていうことで、この辺のところも地域の方々の活動を主体にした花壇づくりなどを推進しているというようなところかと思われます。
 - 以上でございます。
- ○17番(東口正美君) 地域とつくる公園再整備計画という中で、さまざま取り組みが今言われたような取り組みが行われ、盛んなワークショップが行われている様子がインターネット上で拝見できるんですけれども、ここで私が注目したのは、皆様の意見を募った後に、それをこういう具体的に絵にすると、こんな感じですよというチラシがインターネットにも出ていましたけれども、そのようなものを見てもう一度協議をしていくというような形で、皆さんの意見を募っている。この住民の意見を聞きながらというのは、簡単そうでそうではないということもあると思うんですけれども、また意見を見える形で提示しながら、何度も話し合いをしながら、私たちのまちの公園なんだということをつくり上げていくというところが、とても取り組みとして、いい取り組みだなというふうに思いまして、10年というお話もありましたし、特色あるというつくり方ということもありますし、この辺を丁寧にやりながら、そうしますと自分たちが植えた花を育てようとかというようなことも出てくるのかなという、ここの取り組みをちょっと丁寧に当市も行っていただければと思っております。
 - もう一つ札幌市の取り組みで注目したのが、ここの植栽の取り扱いを、公園、樹木の取り扱い方針ですとか、 身近にある公園における樹木の取り扱い方針ですとか、市街地に設置される公園における植栽設計指針という ことが取り決めがされておりますが、先ほども言いましたように、公園のさまざまな遊具等もさまざま御意見 をいただくところですけれども、植栽や樹木の管理にしても、私たちもそうですし、また市の担当課もたくさ ん市民の方からお声をいただくところではないかと思いますが、札幌市は平成16年度にリフレッシュ工事を行って、市民アンケートに沿って樹木を管理したら、大量伐採し過ぎてしまったということがあって、そのとき だけの考え方で樹木を管理していくのが、どうなんだろうかというところに行き当たりまして、樹木検討委員 会というものを設置して、2年間にわたって公園の樹木の管理ということを、事細かく市民の意見も入れなが ら決めていくという中で、そのときの要望や、また苦情での対処ではなくて、少し見越した管理をしているん だというふうに載っていたんですが、当市として樹木の管理、先ほども言いましたように、グリーンベルトと いう形で、非常に緑が多い当市における市街地の公園における植栽というものの、一つ市の方針みたいなもの を、今お持ちなのか、今後どうされるのか、お伺いできればと思います。
- ○環境部長(田口茂夫君) 当市におきましては、現在樹木の剪定等における指針というものは持ち合わせてございません。今お話しのございました樹木に関しましては、特に落ち葉の問題ですとか、市民の方からいろいろなお話を伺います。剪定をすればしたで切り過ぎですとか、剪定をしなければ落ち葉が大変だとかというお

話も伺います。我々と大変管理には苦慮している状況でございます。また、樹木も多種多様なものもございますので、なかなか専門的な処理も難しいという状況もございます。今お話しのありました剪定の指針等につきましては、今後研究・検討をしてみたいなというふうには思っております。 以上です。

○17番(東口正美君) 前回の議会でも、他の議員さんが街路樹等に対する質問をされておりましたけれども、 やはり人と自然が調和した生活文化都市東大和ですので、ここをやはり今後のことを考えますと、きちんと方 針にのっとっていくということのほうが、経費を見込んでいくとか、そういうことも含めて、もちろん植物は 生き物なので病気になってしまったり、台風で倒れてしまったり、考えが及ばないことも起きてはくると思う んですけれども、そういう指針の策定は、ぜひとも必要かなというふうに思っております。

さまざま今の長寿命化とか、特色のある公園をつくっていくんだという市の方針の中で、3番の上仲原公園の今後についてということで聞かせていただければと思います。上仲原公園での長寿命化計画は現在どのようになっておりますでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 上仲原公園につきましては、この52公園の1つという考え方の中でいってますので、 上仲原公園については、どこまでどういうふうにというところは、今のところございません。ですので、基本 的な市長答弁において、基本的なところを実施するということで、遊具中心になろうかというふうに考えてい るところでございます。

以上です。

- ○17番(東口正美君) もう一度確認なんですけれども、更新の先が少し見えているのは遊具ですけれども、 計画はこの2へクタールを超える上仲原公園についても、他の公園と同様の長寿命化計画になるということで しょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 上仲原公園については、今の現在の状況を残しつつの長寿命化ということです。遊具は更新とかに入ると。またトイレ、また水飲み場、ベンチについては、若干変えていくというような考えは持ってございます。

以上でございます。

- ○17番(東口正美君) 上仲原公園に関しましては、2へクタールを超えているということもありますので、 先ほど言いましたように、この指針にのっとった9区分で、せめて計画だけでも別枠でつくっていくというこ とをお願いできないかなというふうに思います。上仲原公園に関しましては、以前も防災公園にということで 質問させていただきましたけれども、ここを長寿命化していくということは、10年、20年、30年の中で、今の 形状を維持していくために経費をかけていくという考え方でいくとなると、さまざまたくさんの施設を抱える 中で、全部が全部環境課が管理されているわけではなくて、スポーツ施設に関しては、社会教育部の管轄になったりする中で、トータルであそこの公園を安全に管理していくということは、相当な経費が必要ではないか というふうに思っています。せめて、その試算を今この長寿命化計画を立てるという中で立てておかないとい けないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○環境部長(田口茂夫君) 確かに、議員のおっしゃるとおり、上仲原公園につきましては、特に樹木などにつきまして、過去に何度か剪定などをしておりますが、大変多いところで金額的にも数千万円かかっているという状況もございます。なかなか、そういう意味では、計画をつくったとしても、この国費につきましても10分の10補助ではございませんので、市の一財の投入につきましては、大変大きいものになるというふうには担当

部としても認識はしております。だからといって、何もしないというわけではなくて、議員のほうからお話がありましたように、だからこそ計画の中で計画的にというお話もございますので、この計画につきましては、現在内部でまだ検討中でございますので、そういう視点も含めて、検討を少し加えてみたいというふうには考えております。

以上です。

- ○17番(東口正美君) そうしますと、今の状況をそのまま維持していく、管理していくということでかかってくる経費と、また先ほど言ったように、この指針の中でコラムとして載っている公園機能の転換を図る公園として考えていった場合という考え方もあるのかなというふうに思いまして、イのほうの質問を今回取り入れさせていただきました。サッカーコートをつくりスポーツ公園にと、少し唐突な質問かなというふうに思ってもおりますが、もちろんサッカーコートをつくることが寸法としてできるのか。当然そのためには、今の形状を大きく変えて、今のある人工的につくられている築山に関して、どのような取り扱いをしていくのかという根幹的なことにもかかわってくるんですが、一方でこの議会で何度もスポーツ施設が足らないという、都有地、国有地の検討はできないのかというような議論もされている中で、ここは市の土地ですから、そういうスポーツ公園という考え方の中で検討されたことがあられるかどうか、もう一度お聞かせいただければと思います。
- ○社会教育部長(小俣 学君) 上仲原公園にサッカーコートをということでのお尋ねなんですけども、スポーツ施設が足りないということで、そういう御要望いただいていることは承知をしてございます。現在の上仲原公園につきましては、野球場とテニスコートがあるわけですけども、そのほかに築山を改修してサッカーコートをつくるというのは、現在の利用者もおりまして、ラジオ体操やったりとか、テニスコートの西側ではグランドゴルフを楽しんだりとかしている方が実際にいらっしゃいます。ウオーキングもしたり、ジョギングをしたりということで、現在の上仲原公園を使って御利用されている方もいらっしゃいますので、そういう方々のことも考えたりすると、現在築山を壊してというようなことは、私どもは考えてございません。

そういう中で、今回今議会で東大和市体育施設等に関する条例の一部改正、議決をいただいたわけですけども、そういう中で私どもとしても何かできないかというふうに考えてきたわけでございます。その中では、野球場の中にある競技場、芝生の部分でございますけども、あの部分について市民からの団体からも要望があり、あそこを有効活用して、陸上競技場、陸上だけじゃなくて、ほかの方にも使っていただけるように、今回上程させていただいたわけでございます。そういうことで、サッカーコートはつくれませんが、つくる計画はございませんけども、私ども有効活用を考える中で、野球場の西側の部分、あの芝生のところでもサッカーの練習、芝生の上でできる、そういう環境も考えたりしているわけでございます。

そのほかにも、あそこの芝生の上でほかのターゲットバードゴルフとか、ほかの団体さんの要望もあって、 今回こういう議決をいただくことができたわけですから、私どもとしては、そういう有効活用を図る中でサッカーの方にも利用していただけるとか、そういうことを考えてきておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○17番(東口正美君) ありがとうございます。

私も、あそこの築山の風情を今回も改めて歩かせていただきまして、とても季節もよかったものですから、 紅葉がすばらしい中ですごい鳥のさえずりがあり、周りは交通量の多い道路に囲まれていることを忘れさせて くれるような風が吹いたりというのは、やはり形状と樹木等が織りなしている公園として、すばらしい公園だ なというふうに上を見ながら思うんですけれども、一方で足元を見ると30年以上たった劣化が目立ちまして、 以前も言いましたけれども、せきとめられて石垣になっていた石は外れてしまって1カ所に積み上げられてい て、片や土のうが積んである。また、アスファルトの道があずまやからおりていますけれども、その下の土も 流れ落ちていくという中で、本当にあそこを安全に快適に長寿命化をしていくということと、さらに違う使い 方をすることというのを、どう考えていくのかということを思いますと、当然この財政のこともございますの で、多分長寿命化というのは今の形状を維持していくという考え方だと思います。それを市として選択、住民 の方たち、市民の方たちの御意見を踏まえて選択していくのか、そうではなくて、ある程度の期間が過ぎて公 園の使い方の機能自体を転換していくという中で、どういうことが考えられるのかということも、一つ考えて いかなければいけないのではないかというふうに思っています。

例えばそれがスポーツ公園という機能として、今後何かをしたときに財政的なもので、独自財源を補完して くれるようなものが例えばあったときに、また考える余地を残しておかなければいけないのかな。もちろん財 政のことだけではないですけれども、ここ両方バランスを考えながらと思うんですが、現在もしここをスポー ツ公園として整備をする場合、補助金のようなものがあるかどうか、お聞かせください。

○社会教育課長(村上敏彰君) グラウンドの整備に関しましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが 実施しておりますスポーツ振興くじの助成の仕組みがございます。この中で、地域スポーツ施設整備助成につ きましては、クラブハウスの整備、グラウンドの芝生化事業、スポーツ施設等整備事業がございます。このう ちスポーツ施設等の整備事業の中で、陸上競技場やサッカー場を対象とした項目がございますので、整備の内 容によっては補助対象となると理解はしてございます。

以上でございます。

○17番(東口正美君) 例えばそういう可能性もあるのかどうなのか、検討していただきたいというのが今回 私が言いたいことです。また、これも簡単ではないですけれども、PFI方式などを使って公園をリニューア ルされているという地域もないわけではないということも考えますと、あらゆる手法を使って一番いい形で上 仲原公園の今後を長寿命化とともに考えてもらいたいというのが、1つ今回の質問の意図です。

もう一つ、そういう中で防災公園としての機能ということでは、前回質問させていただきましたので、ここはそんなに詳しくはいきませんけれども、今回マンホールトイレをつくっていただいて、広域避難所としても、また本当に防災の中でトイレはとても大事な要素だと思いますので、感謝をしております。そこも見させていただきましたが、ここがマンホールトイレとしてできたんだよということがわからないなというふうに思って、せっかくつくっていただいたのに、地図にも記載がないですし、この間都内の公園を歩いていましたら、うちは5つこうやってつくっていただいたので、うちのほうが立派なんですけど、1つしかないところにもイラストが入っていて、防災のときにはこれはこういう機能になりますよということが示されていたんですね。なので、せっかくつくっていただいているので、今後の取り組みとして、そのようなお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○環境部長(田口茂夫君) 看板等への記載ということになろうかと思いますが、公園に限らず市内の看板につきましては、古くなっているとか、いろんな問題が生じていることは我々も承知しております。看板の作成がえ等の折には、そういったもので対応したいなというふうに思っております。また、ちょっと上から張るようになるかもしれませんけども、そういった工夫ができるようなものであれば、担当部署とも検討させていただきながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

〇17番(東口正美君) せっかくつくっていただきましたので、市民の人たちにやっぱり知っていてほしいな、いざ何かこれだけ自然災害が大きい中で、上水道、下水道、何が起きるかわからない中で、あそこに行ったら何かのときもトイレは大丈夫って思ってもらえるように、ぜひPRもしていただきたいなというふうに思っています。

そして、最後 c の周辺の公園と一体化ということで質問させていただきましたけれども、もしここが先ほど言ったように、今の総合公園としてではなくて、何かに特化した公園になったという仮定をした場合、そうしますと子供たちのスペースとか、また高齢者のためのスペースとか、そういうことも考えますと、今は清原西公園が街道団地の整備とともに整備されていたりとか、あと六小南こども広場もございます。この六小南こども広場も大変大きな樹木があり、そこも考えると先ほど言ったような植栽のことというのは、触れざるを得ないんですけれども、また上仲原公園が整備されたときと、東京街道団地の状況も変わってきております。また、ここは今後の都の計画等にもよると思いますけれども、そうしますと個々の公園の特性ということだけではなくて、地域の中で公園施設という一体的な取り組みも考えていく必要があると思いますけれども、今後どのようなお考えがあるか、お聞かせください。

○環境部長(田口茂夫君) 先ほど、市長から答弁もいただきましたように、一体としての考え方の検討はしたいとは考えておりますが、ただ何分ここの地区については、幹線道路が東西、南北に走っております。そういった意味で、一体としてというところが、大変難しい部分でもあるかなというふうには担当部では考えております。そういったことで、ただ現在特に清原西公園におきましては、健康遊具、特に高齢化に伴う部分としても4機種ほど設置などもさせていただいております。これが東京都と協議の上で設置をしているわけでございますけども、特にこの地域につきましては、当市においても一番高齢化が進んでいるということもございますので、そういったところも含めて、ただ何分17年にできているということで、新しいというところで、今回の52公園の中にも含んでおりませんので、今後その先になるかもしれませんけども、検討の余地はあるのかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

〇17番(東口正美君) ありがとうございました。

さまざま御答弁をいただきましたけれども、この当市における今後の公園のあり方について、市長のほうからもし御意見が伺えるようであれば、伺いたいと思っておりますが。

〇副市長(小島昇公君) 公園につきまして、いろいろ御質問いただきました。

基本的に、市内全体の公園をできればネットワーク化をしたいと。先ほど申し上げました東西に南と北と真ん中にラインがありますので、そこを南北でもつなげるというようなことで基本的には進めていきたい。やはり、それぞれの公園には特色を持たせたいというふうに考えております。お子さんが遊べる公園だったり、子育ての親御さんと小さなお子さんが、そこに集える公園だったり、また高齢化が進みますから、高齢者の皆さんが、そこで健康体操ができたり、おしゃべりができたりという公園、今お話のございました運動ができる公園について、あとは緑が多いわけですから、森林浴ができるような公園等を、その場所、場所で特色のある公園づくりを全体の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番(東口正美君) 今回道路と公園について質問させていただきましたけれども、市民の方から私たちが

受けるさまざまな御意見の中で、やはりこの道路と公園のことって非常に多いわけです。皆さん、さまざまなお考えがあられるし、希望もたくさんあられます。ただ、個人ではいかんともしがたい、これは市にお願いするしかないということでございますので、計画をきちんと持っていくということは、一つ市民に対するきちんとしたサービスになっていくのではないかなというふうに思いますので、この道路のこと、公園のこと、また今後も新しい意見をぶつけていきたいなと思っております。特に、スポーツ公園の話なんかは、ちょっと話がずれますけど、郷土博物館にカフェがあったらいいのにという話を、ある職員の方としたときに、20年前あれをつくるときに、そういうことを言う方はいらっしゃらなかったというふうに言われて、まず発想がなかったんだなというふうに思ったんです。この公園のことも、ここ10年、20年、30年先のことになる部分もありますけれども、あらゆる考え方が検討された中で、こういうふうになっているんだということが大事かなというふうに思っておりますので、今回このような質問をさせていただきました。今後とも、よろしくお願いいたします。

以上です。

〇議長(**尾崎信夫君**) 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 御殿谷 一 彦 君

○議長(尾崎信夫君) 次に、19番、御殿谷一彦議員を指名いたします。

[19番 御殿谷一彦君 登壇]

〇19番(御殿谷一彦君) 議席番号19番、公明党の御殿谷一彦です。通告に従い一般質問を行います。

今マイナンバー制度が注目されています。マイナンバー関連法案は、平成24年の衆議院解散で一旦廃案となりましたが、次の政権で継続的に審議され、社会保障・税番号制度関連法案として、平成25年3月1日に閣議決定されました。平成25年5月24日に参議院で可決し、成立し、31日に公布されました。マイナンバー法の対象範囲は、主に税と社会保障分野の行政事務に限定されていますが、施行日以後3年をめどに利用事務の拡大を目指すことがマイナンバー法の中で明言されています。マイナンバー制度に関するセミナー等に参加してみても、当初は税と社会保障分野での情報連携を目指していますが、次には税と社会保障分野以外への拡大、そして最後には民間利用も含めた拡大が予想されております。マイナンバー制度は、今後の社会制度を支える大切な制度となっています。

そこで、今回はマイナンバー制度の重要性の認識を伺うとともに、当市の取り組みについてお伺いいたします。

①として、この制度と導入に向けてのスケジュールについて伺います。

アとして、市側でつかんでいる導入までの最新スケジュールについて、お伺いいたします。

イとして、平成25年5月に成立し、同じく31日に公布されたマイナンバー制度関連4法案がありますが、市側のこの4法案についての認識をお伺いいたします。

ウとして、この社会保障・税番号制度のそもそもの導入目的について、お伺いいたします。

②として、国等の対応状況と市の対応状況について、お伺いいたします。

アとして、提供するサービスの概要について伺います。

イとして、市のシステム整備状況について伺います。

aとして、住基システム、税務システム、統合宛名システムの整備状況をお伺いいたします。

ウとして、他の自治体、行政機関との接続に必須の中間サーバーの状況について伺います。

エとして、本制度のかなめとなるマイナンバーカードの発行について、お伺いいたします。

aとして、マイナンバーカード発行に関するスケジュールと発行手数料について、お伺いいたします。

③として、マイナンバー制度で導入される項目について、お伺いいたします。

アとして、制度として実施する項目とその効果について、お伺いいたします。

イとして、今回の制度の大きな特徴となっているマイポータル機能について、お伺いいたします。

④として、市の独自サービスについての検討状況について、お伺いいたします。

アとして、プッシュ型サービス機能活用について、お伺いいたします。

イとして、コンビニエンスストアでの証明書発行について、お伺いいたします。

ウとして、事務合理化について、お伺いいたします。

マイナンバー制度は制度変更に伴う事務の変更が予定されるだけではなく、番号の取り扱いに関し、セキュリティ面での今まで以上の厳格な管理が必要です。ついては、⑤として、職員教育についてお伺いいたします。 ⑥として、広報宣伝活動における市の役割をお伺いいたします。

以上、再質問については自席から行わさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[19番 御殿谷一彦君 降壇]

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長(尾崎保夫君) 初めに、マイナンバー制度における最新のスケジュールについてでありますが、平成27年10月から個人番号の付番と通知が行われ、平成28年1月から個人番号カードの交付と個人番号の利用が始まります。平成29年1月から国の機関の間において、また平成29年7月から地方公共団体において、情報連携が開始されます。

次に、番号関連4法案の認識についてでありますが、1つ目は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で、いわゆるマイナンバー法と言われ、個人番号の利用等について規定したものであります。

2つ目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律で、マイナンバー法の施行に伴いまして、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

3つ目は、地方公共団体情報システム機構法で、マイナンバー法や住民基本台帳法等に規定します地方公共 団体の情報システムに関する事務を、地方公共団体にかわって行うこと等を目的とする地方公共団体情報シス テム機構について規定したものであります。

4つ目は、内閣法等の一部を改正する法律で、内閣官房における情報通信技術の活用に関します総合調整機能を強化するため、内閣情報通信政策監を置くことなどについて規定したものであります。

いずれの法律も平成25年5月24日に成立し、5月31日に公布されております。

次に、制度の導入目的についてでありますが、マイナンバー制度は複数の機関に存在します個人の情報について、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤整備でありまして、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民の皆様にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのものであると言われております。

次に、提供するサービスの概要についてでありますが、個人番号を活用し、マイナンバー法に定められました社会保障・税、災害対策の分野の事務につきまして、情報連携を行うことが可能となります。マイナンバー法に定められていない社会保障・税、災害対策の分野の事務につきましては、条例を定めることにより情報連携を行うことができます。また、希望者には個人番号カードを交付し、本人確認や公的個人認証などに活用することができます。さらに、自分の個人番号を含んだ特定個人情報の提供記録をインターネット上で確認できる機能などが備えた情報提供等記録開示システムが整備されることになっております。

次に、住民基本台帳システム、税務システム、総合宛名システムの整備状況についてでありますが、現在総務省から示されたスケジュールに沿って、社会保障・税番号制度に係る各システムの改修を進めております。 平成26年度は住民基本台帳システム等の基幹系システムの改修を行い、平成27年度に実施される地方公共団体情報システム機構との連携テストに備える予定であります。

次に、中間サーバーの状況についてでありますが、中間サーバーは社会保障・税番号制度の情報連携の対象となる個人情報の副本を保有・管理するとともに、国や地方公共団体間の情報の授受を仲介する役割を担うものであります。現在は総務省及び地方公共団体情報システム機構がシステムの基本、詳細設計を進めている段階であります。

次に、マイナンバーカードの発行についてでありますが、スケジュールにつきましては、平成27年10月から 国より全国民に個人番号通知カードが送付されます。その後、マイナンバーカード交付を希望される方の申請 により、平成28年1月初旬から自治体を通じて希望者への交付が始まる予定であります。発行手数料の有無に つきましては、現時点で総務省からは明らかにされておりません。今後の動向を注視しつつ、情報収集に努め たいと考えております。

次に、マイナンバー制度として実施する項目と効果についてでありますが、マイナンバー法に定められた社会保障・税、災害対策の分野で個人番号を利用し、情報連携を行うことができる項目としましては、社会保障分野では年金の資格取得、給付等に関する事務や、医療保険の保険料の徴収、福祉分野の給付等に関する事務などに利用されます。税分野では、税務当局に提出する確定申告書、届け出書などに利用されます。また、災害対策分野では被災害者台帳の作成に関する事務などに利用されます。効果としましては、情報ネットワークシステムによる情報連携により、申請者が用意する書類の添付を省略することができるなど、市民の皆様の負担の軽減や利便性の向上が図られます。また、個人番号を利用することにより同一人であるという判断を迅速かつ確実に行うことができますことから、事務の効率化が図られます。

次に、マイポータル機能についてでありますが、国では平成29年1月を目途に情報提供等記録開示システムとして整備することとしております。このマイポータルには、自分の特定個人情報を、いつ、誰が、なぜ、情報提供したのかを確認する機能、行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能、一人一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する機能などが備えられることになっております。

次に、市の独自サービスとしてのプッシュ型サービス機能の活用についてでありますが、マイポータルの機能の中に一人一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する機能が備えられる予定になっておりますが、

市の独自サービスとしての活用につきましては、マイポータルの整備の状況に合わせまして、今後研究してまいります。

次に、コンビニエンスストアでの証明書発行についてでありますが、市民の皆様のさらなる利便性向上のため、平成28年中の実施に向け、マイナンバーカードの公的個人認証機能を用いたコンビニエンスストアでの証明書発行を検討しております。

次に、事務合理化についてでありますが、団体内統合宛名システムを活用しまして、行政手続の一部について、1つの窓口に集約する総合窓口化を図ることができるものと考えられますので、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、職員教育についてでありますが、マイナンバー制度の新たな導入により、職員への制度の周知が必要であると考えております。さらに、個人番号を取り扱う職員には研修等を実施していく中で、特定個人情報等の適切な管理や情報ネットワークシステムの安全管理等について、徹底を図っていく必要があると考えております。

次に、広報宣伝活動における市の役割についてでありますが、マイナンバー制度を円滑に導入するためには、 市民の皆様の御理解と御協力が必要不可欠であります。市といたしましては、適宜市報、ホームページ等でマ イナンバー制度の周知を図ってまいります。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○19番(御殿谷一彦君) ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

私も以前、このマイナンバー制度についての質問をさせていただきまして、その後2年近くたっているわけですけども、市の職員の皆様ともお話し合いを進めている中で、皆様の御理解が少しずつ進んでいるなというふうに認識させていただいております。その意味からも、今回も身近に迫りましたこのマイナンバー制度について、市の取り組みをしっかりしていただくためにも、一般質問をさせていただいております。

市長答弁にもありました27年10月からの予定のマイナンバー制度の付番をするというふうに、お話がありましたが、これについて同じく個人番号の通知、またそして28年1月から個人番号カードの交付、29年から情報連携が進むというふうにありましたが、この辺の具体的な説明をお願いいたしたいと思います。

○企画財政部参事(田代雄己君) マイナンバーの関係でございますけれども、平成27年10月から個人番号の付番と個人番号の通知が、まずは始まります。この個人番号ですけれども、市長が指定します住民票を有する方々に全員に付番される1人1番号というんですか、重複のない12桁の番号を付番することになっております。この付番につきましては、重複のない番号を振るということもありますので、地方公共団体情報システム機構というところに、その生成を求めて、その生成された番号について、市長が付番をするということです。その業務を平成27年10月1日に、まずは行うということです。

さらに、それを市民の皆様にお知らせしなくてはいけませんので、個人番号の通知ということで、通知カードという書類でお知らせします。これには、住所や氏名、そして個人番号が書いてありまして、ただ顔写真等、そういうものは載っかってないというようなものを使って、市民の皆さんにお知らせします。

さらに、28年1月から始まりますのが、個人番号カードの交付と個人番号の利用が始まります。この個人番号カードというのは、今個人番号は全員の方にお知らせするわけなんですけれども、そのお知らせした方、受けた方が、希望者、申請に基づきまして個人番号カードの交付が始まります。それが始まるのが、28年1月か

らです。この個人番号カードにつきましては、氏名や住所、そして個人番号のほかに顔写真がついたり、そこに I Cチップが搭載されたりするような形になっております。

また、同じときから個人番号の利用が始まりますけれども、個人番号の利用は行政機関におきまして、市民の皆様が提出する書類、それに個人番号をつけて収集するというんですか、申請してもらうということで、それ以降に始まります連携に使うための行政機関内の準備を行うことができるというような形になっております。そして、29年1月から国の機関で連携が始まります。この連携というのが、行政機関におきまして、情報ネットワークシステムというものを介しまして、例えば行政機関が添付書類によって確認しております、そういう事項につきまして、紙のやりとりではなくて、その情報ネットワークシステムを使った情報連携というやりとりの中で入手していくということが、29年1月から国の機関で始まります。ただ、情報連携に利用できる事務の内容につきましては、マイナンバー法の別表第2に規定された事務になっているところです。さらに、29年7月から地方公共団体におけます連携が始まるわけですけれども、こちらは地方公共団体と国等の機関との連携が始まるというような流れになっております。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) ありがとうございます。それぞれについて、再質問の継続の中でお聞きしていきたいと思っております。

まず、このマイナンバー制度そのものが、要は市の中でもいろんな部署にかかわる制度だと思います。市のほうとしては、このマイナンバー制度の実施体制、どのように組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

〇企画財政部参事(田代雄己君) 市におきましても、マイナンバー法のこの導入、円滑な導入につきましては、 全庁的な取り組みということで考えております。

まずは、庁内組織ということで、3階層の体制を構築して今取り組んでいるところでございます。

まず、一番上の階層は市長を本部長にしまして、副市長や教育長を副本部長、そして全部長を本部員とする社会保障・税番号制度導入活用検討本部というものを設置しております。さらに、その下に具体的な内容を検討するために、マイナンバー制度に関する関係課長によります検討委員会を設置しております。さらに、具体的な実務的な事務を点検したりする必要がありますので、係長や担当職員によります作業部会を設置しているということで、さまざまな情報が来ますので、その都度それぞれの作業部会や検討委員会を活用しまして、情報連携を図りながら、全庁的な対応をしているということになっております。

以上でございます。

〇19番(御殿谷一彦君) もう受け入れ態勢は万全だというふうに認識させていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど、ちょっと話し戻っちゃうんですけども、個人番号を通知するのと、それから個人番号カードを交付するというのは、これ全然別のタイミングというふうに、ちょっと確認させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 住民票を持っている市民の方に、個人番号を振る、その通知は平成27年の10 月からです。そして、希望する方に交付します個人番号カードの交付につきましては、28年1月以降ということになっております。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) この個人番号カードのほうも非常に大事なので、希望するという方ですけども、こ

れ広めていただきたいんですけども、この後でちょっと質問させていただきたいと思っております。

今回先ほども壇上で、この歴史的なところも簡単に述べさせていただきましたけども、このマイナンバー制度を導入する背景で、どのような課題を解決しようとして、このマイナンバー制度を導入しようとしているのか、おわかりでしたらお伺いいたします。

○企画財政部参事(田代雄己君) 国が考えております導入の背景としましては、一番大きなところでは消えた年金問題ということがございました。同一人の特定される番号がありませんので、例えば国民年金から厚生年金への切りかえだったり、婚姻によりまして氏が変わったりした際に、同一人という認定ができなかった関係で、消えた年金問題が生じております。そのようなことを防止するためにも、この同一人の個人番号という番号を使った連携が必要だというような議論が起こったということであります。

また、手当等の申請の際に住民や行政機関におきまして、現在は過剰な負担があるというふうに認識しております。それも、例えば行政機関に市民の方が来るときにも、いろんな申請書類を持ってこなくちゃいけない。あるいは、行政機関がその人の資格を確認するためにも、そういう書類を一つ一つ確認しなくては本人として情報が確認できないということもございまして、この個人番号を導入することによって、データの確認等の作業、あるいは市民の方々の負担も軽減されるということでございます。

また、3つ目としまして、未受給や不正受給に関することということが上げられておりますけれども、例えば給付を本来受けられるものが、その本人と連携がとれないこともありまして、受給ができなかった。あるいは、不正受給ということもありますけれども、複数の例えば自治体から同じような給付を受けているとか、そういうこともございまして、そのようなことを防止するためにも、マイナンバー制度の導入が必要だというふうに言われていたということです。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) 今税の問題だとか、社会保障の問題だとか、いろいろ出ておりますが、それらの公平性、それから先ほど市長も壇上で答弁していただきましたけども、この公平、公正な事務を進めるためにも、ぜひとも市民に国民に負担を求めると同時に、そのような制度をしっかりしていただき、公平性を大きく、こういうふうにして公平性を保っているんだということが、これで示されるんじゃないかと思っております。期待するところでございます。

今国のほうが先にどんどん進めております、私も幾つかセミナーにも参加させていただきましたけども、国などの対応状況、市ではどのように把握しておりますでしょうか。また、市のほうとしても、先ほどのいろんな体制を組んでおる中で、そのような説明会等も参加していると思いますが、その状況をお伺いしたいと思います。

○企画財政部参事(田代雄己君) このマイナンバーの関係は、かなりの情報量が国等から来まして、その辺の 関係で職員のほうのスキルアップというか、知識の向上も必要だというふうに思っているところです。現在直 接の主幹課であります企画課だったり、情報管理課の職員も国等が主催する説明会に行ったり、あるいは企業 等が主催するセミナーに参加しておりまして、最新の情報を入手しているところでございます。

また、関係省庁のホームページだったり、国の内閣官房がこの社会保障・税番号制度を所管しておりますので、そちらのホームページ等を通じて情報を入手したり、あるいはインターネットを介してお問い合わせもできるところもありますので、その辺を使って個別の事案につきましては、解決をしているというような状況になっております。

以上でございます。

- ○19番(御殿谷一彦君) 壇上のほうで市長答弁の中で、提供するサービスの機能において、市において条例を定めた上でサービスを提供するというような御答弁もありましたが、これはどのようなことなのか、またその制定に向けての状況をお伺いしたいと思います。
- ○企画財政部参事(田代雄己君) マイナンバー法におきましては、社会保障・税、災害対策分野の法律に定められた業務につきまして、情報連携がなされるというふうな規定になっております。また、それ以外にも法律の規定に基づきまして、市で行っている業務ですけれども、法律に書いてない社会保障・税、災害対策分野につきましては、市が独自で条例を定めることによりまして、個人番号を使った情報連携ができるということの規定になっております。その関係で、市でも現在独自条例の作成について取り組んでいるところでございます。今の段階でございますけれども、庁内で独自条例の事務について洗い出しをしているというような状況です。

それと、この情報連携なんですけれども、条例を定めることによりまして、連携できる機関というのが庁内の例えば市長部局と教育委員会とか、そういう庁内の機関を横断的に情報連携できるような今取り扱いになっておりますので、さらに外部の機関との情報連携も今後考えられると思っています。その外部との行政機関の情報連携につきましては、これも法律に書いてあるんですけれども、特定個人情報保護委員会というところが規則を定めないとできないことになっております。ですので、市の内部の情報連携につきましては、独自条例を定め、そして外部の機関としましては、国が定める保護委員会が具体的な内容を定め、番号法と同様の情報連携を図っていきたいというふうに考えているところでございます。ただ、特定個人情報保護委員会の具体的な事務の洗い出しがまだ済んでないということで、まだまだ検討を要したり、国の動向を注視する必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

〇19番(御殿谷一彦君) 本当に作業をすることは非常に多くて、先ほどの予定期間を見ますと、まことに短いということで、今後大変なんですけども、そのためにもしっかり確認をさせていただきます。

今独自条例の話がありましたが、市において独自条例を定めて行う社会保障・税、また先ほど話がありました災害対策分野、この事務、これについてどのようなものなのか、御説明をお願いいたします。

○企画財政部参事(田代雄己君) 庁内の洗い出しということで、全庁的に調査をさせていただいたところです。 例えば具体的には、東大和市乳幼児医療費助成条例に基づく乳幼児医療費のような国に定められてないんです けれども、福祉分野の事務ということが上げられておりますけれども、さまざま児童福祉に関する医療費の手 当や助成、そして障害福祉や高齢者福祉に関する市の独自サービスの給付につきまして、現在上がっていると ころです。ただ、その独自条例に定めるということになりますと、先ほど繰り返しになりますけれども、国の 動向や、あるいは内容の精査が必要になっておりますので、まだまだこれからだというふうに認識しておりま す。

以上でございます。

- ○19番(御殿谷一彦君) それぞれのサービスについて、またこの後ちょっと質問させていただきます。 先ほど、お話をさせていただきました希望者に発行される個人番号カードですけども、これは具体的にはど のような機能が、この個人番号カードに備えられているのか、お伺いしたいと思います。
- **〇企画財政部参事(田代雄己君)** 個人番号カードの機能につきましては、大きく3つ上げられるというふうに 考えております。

まず、1つ目は本人確認のために利用するというものです。今顔写真つきの身分証明書、そういう形で今個 人番号カードになっておりますので、公的機関の窓口や金融機関における口座の開設など、本人の確認するための利用が考えられます。

また、2つ目としましては、公的個人認証ということで、例えばコンビニエンスストアで証明書の取得を行う際の本人確認だったり、あるいはe-Tax、そういう形でインターネットを通じて電子申請する際の本人確認に利用できます。

さらに、3つ目ですけれども、先ほどICチップという話を申し上げましたけれども、そのICチップのあいている領域に付加サービスを搭載できるような機能もあるということです。その個人番号カードに搭載されていますICチップを活用して、ICチップにソフトウエア、特定のソフトウエアをインストールすることによりまして、例えば国の例示ですと、印鑑登録証だったり、図書館の利用カード、あるいは公共施設予約カードなどの利用も考えられるというような説明を受けているところでございます。ICチップのソフトウエア、その辺の仕様というのが、やはりまだ決まっておらないような状況もありますので、具体的な活用方法については、まだこれからだというふうに考えております。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) この後でも話させていただきますけども、コンビニエンスストアでの証明書発行等 にも活用できるカードだというふうに認識させていただきます。

次に、市のシステムの整備状況ということで、住基システム、税務システム、宛名管理システムということ でお話を伺っておりますが、今の住基システム、まずは住基システムの改修状況、どのようになっているのか、 おわかりになりましたら教えてください。

〇情報管理課長(菊地 浩君) 住民基本台帳システムにつきましては、既にシステム改修に着手しておりまして、国のスケジュールに沿って設計開発を進めている段階であります。

以上でございます。

- ○19番(御殿谷一彦君) では、税務システムのほうはどうでしょうか。
- **〇情報管理課長(菊地 浩君)** 税務システムにつきましても、住民基本台帳システムと並行して同じく国のスケジュールに沿って設計開発を進めている段階であります。

以上でございます。

- ○19番(御殿谷一彦君) 次に、3番目の統合宛名システム、これがあります。今当市において、前々からもお話が出ております宛名管理システムというのが、当市において顧客情報システムというような形であるわけですけども、これとの関連というんですか、このマイナンバー制度で整備が必要とされているシステムと、この宛名管理システムとの関連、どうなっているのか、お伺いしたいと思います。
- **○情報管理課長(菊地 浩君)** 統合宛名システムにつきましては、既存の業務で管理する宛名情報を統一的に整備しまして、社会保障・税番号制度の情報連携に対応させるため、新たなシステムを構築するものであります。したがいまして、既存の宛名管理システムとは別のシステムを構築するものであります。 以上でございます。
- ○19番(御殿谷一彦君) これらに対して、それぞれもう連携テスト、接続テストが進むようなスケジュールになっておりますが、今この辺の対応スケジュール、これもう一度連携システムがいつ始まるのか、それに対して、市のほうの対応スケジュールがどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○情報管理課長(菊地 浩君) 実は、社会保障関係分野の一部でいわゆる主務省令の交付がおくれていた関係でスケジュールおくれていましたけれども、現在はスケジュールどおり進めるように準備を進めています。また、国はシステム開発業者向けに説明会を開催して、情報発信しておりまして、業者でも情報収集していると思われるため、全体スケジュールには影響は出ないと考えています。具体的には、平成27年度に連携テストを行うということで準備を進めている段階でございます。

以上でございます。

- **〇19番(御殿谷一彦君)** では、次に中間サーバーについて、ちょっとお話を伺わさせていただきます。この接続について、非常に大事な機能だというふうに聞いております。この中間サーバー、この設置に関する準備は、今どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。
- **○情報管理課長(菊地 浩君)** 平成26年度につきましては、総務省がいわゆるソフトウエアの設計開発を進めておりまして、これとは別にハードウエアを担当する地方公共団体情報システム機構と必要な調整を進めているところであります。

以上でございます。

- ○19番(御殿谷一彦君) 先般、今回補正予算の中で地方公共団体情報システム機構負担金ということで、98 万1,000円の補正予算が組まれておりました。これは、そのとおりだと思いますが、この補正予算の説明で中間サーバー、この補正予算そのものが中間サーバーの関連というような御説明があったと思いますが、この負担金の中身というか、内容について、再度お伺い、御説明をお願いいたします。
- **○情報管理課長(菊地 浩君)** この中間サーバーの負担金の関係でありますけども、今年度はシステム整備に係る国からの情報システム機構が設計開発している費用に係る負担を、今年度中に市が負担金として支出するものであります。

以上でございます。

- **〇19番(御殿谷一彦君)** これは、補正予算で皆さんもごらんになっているとおり、10割補助が入って、10割 そのまま負担金として出てきます、そういう認識でおりますが、10割保障されているというふうに認識してよるしいんでしょうか。
- **〇情報管理課長(菊地 浩君)** これは、10割補助金として財政措置されるというふうに進めております。 以上でございます。
- ○19番(御殿谷一彦君) 国も何とか進めようと思って一生懸命お金を出していただいているんだと思います。 先ほど、接続テストの話をさせていただきましたけども、27年度中ということですけども、大体何月ごろ今 のところ、もうあと1年以内の話ですので、ちょっとめどを聞かせてください。
- **〇情報管理課長(菊地 浩君)** いわゆる市のシステムとの連携テストに関することでありますけれども、この ハードウエアの設定導入のメーンとなる作業は、平成27年度からになる予定でありますため、市のシステムと の連携テストはおおむね平成27年10月ごろからとなる予定であります。

以上でございます。

〇19番(御殿谷一彦君) もう、あと1年ないわけでございますので、しっかりやっていただきたいと思います。

ちょっと、その辺を詰めたいと思います。この中間サーバーは、私が聞いているところによりますと、東日本と西日本、それぞれに中間サーバーが設置される、各地方公共団体、それから国等の接続のために2カ所設

置されると聞いておりますが、この設置場所は御存じでございましょうか。

〇情報管理課長(菊地 浩君) この中間サーバーの所在地につきましては、いろいろ情報セキュリティ上の脅威を防止するために、明らかにはされておりません。

以上でございます。

- ○19番(御殿谷一彦君) どこにあるのか、非常に興味があるところですけども、そのとおりだと思います。 このサーバーのセンターを東西2カ所に設置する、この意味合いをどのように理解されておりますでしょうか。
- ○情報管理課長(菊地 浩君) 中間サーバーのデータセンターにつきましては、全国から個人情報が集中的に 授受される機関でありますので、例えば大きな災害など発生しますと、全国的に市民サービスに大きな影響が 出ることが懸念されます。そこで、こうした事態に備える業務継続性を考慮しまして、東西2カ所の拠点を設 置し、さらに相互にバックアップを行いまして、不測の事態に備える仕組みを考えております。このようなこ とから、東西2カ所に設置することが、その理由として考えられているものであります。

以上でございます。

〇19番(御殿谷一彦君) すばらしいシステムに接続するということで、大きなネットワークの中に当市もその中に入っているということなんだと思います。準備万端で進めていただきたいというふうにお願いいたします。

この地方公共団体システム機構の設置する中間サーバー、これが当市も含めて各地方自治体が接続して利用する形になると思いますが、この中間サーバーを利用するメリットは、どのようなものでございましょうか。 私自身も当初は、この中間サーバーが各自治体に置けるようなイメージで考えていたんですけども、それを集中的にセンターを設置する。また、この中間サーバーというものを設置する意味合いを、わかりましたら教えてください。

○情報管理課長(菊地 浩君) この中間サーバーの利用に関してのメリットでありますけども、幾つか考えられています。代表的なものを3点上げさせていただきますと、まずセキュリティ面であります。データセンターの設置によりまして、高水準でのセキュリティ管理が実現できることであります。

2番目としまして、運用面でありますけれども、技術力の高い運用担当者によります均一的で安定したシステム運用、監視体制が実現できることであります。また、データセンターの設置によりまして、安定したシステム環境、いわゆるハード面でありますけれども、例えば電源設備でありますとか、空調でありますとか、それから災害対策等でありますけれども、これらのシステム環境が実現できることであります。

また、3つ目としまして、コスト面でありますけれども、機器等の一括調達や共同運用によりますいわゆるボリュームディスカウント及び割り勘効果を享受できることであります。

以上の3点がメリットとして上げられています。

以上でございます。

O19番(御殿谷一彦君) わかりました。

次に、マイナンバーカードの発行のほうに移りたいと思っております。

このマイナンバーカード発行について、手数料が実は問題になっていると思うんですけども、この発行手数料、これはどのようになっているのか、今の状況をお伺いしたいと思います。

○市民課長(山田茂人君) マイナンバーカードの発行手数料についてでございますが、平成26年6月24日閣議

決定された政府の文書の中に、個人番号カードの費用負担のあり方については、初回交付について窓口で本人の費用負担が生じないように検討するという文言がございます。今年度におきましても、総務省が財務省に対して、カード交付を無料とするというような交渉を行っていると聞き及んでおります。しかしながら、結論はいまだ出てないようでございます。現在のところ、情報が入ってきてございませんが、今後の動向を注視しつつ情報収集に努めたいと、このように考えております。

以上でございます。

〇19番(御殿谷一彦君) おっしゃるとおりだと思います。私どもも、このマイナンバーカードについては、 ぜひとも少なくとも初回は無料で発行していただきたいということで、しっかりやっていただきたいというふ うに公明党国会議員の方々とも連携して要望しているところでございます。

ちなみに、皆さんもお持ちの銀行のカード、ATMカードですけども、これ初回発行ゼロ円のはずです。再発行されると数千円取られる形になっていると思いますけども、このマイナンバーカードも少なくとも同様に、最初に発行するときには無料で、それによって大きく普及ができるというふうにも考えております。このマイナンバーカードについてですけども、この作成イメージ、交付イメージ、これを今どのように考えておられるのか教えてください。

- ○市民課長(山田茂人君) マイナンバーカードは、どう作成するのかということでございますが、平成27年10 月に通知カードが住民の方に郵送されます。その郵送された後に、住民の方が個人番号カードの交付依頼書に 必要事項を御記入の上、顔写真を添付して地方公共団体情報システム機構、略称J−LISで読み方はジェイ リスですけれども、そのJ−LISに送付していただきます。そして、このJ−LISが申請書に基づきまし て、個人番号カードを作成して東大和市を含む基礎自治体へ郵送いたします。それで、おのおのの自治体にお いて、本人確認を行い個人番号カードを交付するということになってございます。
 - 以上でございます。
- ○19番(御殿谷一彦君) まだ、個人ナンバーカードの発行については、今の一応基本な線でいくと思いますが、これについては本当に個人ナンバーカードを、それぞれ持っていただいて、これを皆さんが全国民、全市民が使っていただく、有効に使っていただくということが、このマイナンバー制度のかなめでもございますので、私ども公明党のシミンダン、国会議員団のほうとしても、これをぜひともうまく進めていただきたいというふうに考えているところでございます。そのためにも、いろいろ研究を進めていきたいというふうに思っております。

次に、このマイナンバー制度で導入される項目ということで、制度として実施する項目と効果について、お 伺いしたいと思います。

先ほども市長のほうからもありましたが、この情報連携でこれを進めるということで、中身がそういうふうになるということでございますが、最初に幾つかの分野を年金とか、社会保障だとか、税だとか、災害対策だとかというお話がありましたが、最初にこの社会保障の年金分野、いろいろありますが、まずは年金分野で行政、市側の立場、市民の立場で、どのような効果、項目があるのか、お伺いしたいと思います。

○企画財政部参事(田代雄己君) 情報連携の活用で年金分野の関係でございますけれども、まず市民の皆様に とりましては、氏名や住所、あるいは住所の変更の際に年金機構が地方公共団体情報システム機構から定期的 に取得します住民票情報の異動情報に基づきまして、情報連携によりまして、その情報を入手するということ になりますので、被保険者、市民の方からの届け出を省略することとなりまして、負担の軽減が図られるとい うことになります。

また、年金給付の請求に当たって必要となります添付書類のうち、例えば所得に関する証明や住民票につきましても、そのネットワークを介して取得することができますので、そういうことで市民の皆さんの負担の軽減につながると。また、逆に行政の立場というか、そういう年金の機構の立場から考えますと、個人番号を利用する方は同一人という情報が確認できますので、その年金記録を適正に管理することができるようになります。また、情報ネットワークシステムを利用しまして、他の機関から本人の情報を収集することによりまして、添付書類の入力業務等の作業が軽減されるというふうに考えております。

以上でございます。

〇19番(御殿谷一彦君) もう本当に先ほどお話があった消えた年金の云々のところの効果も、それに対する 効果も非常にあるというふうに認識させていただきます。

では、福祉分野、これについては、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○企画財政部参事(田代雄己君) 福祉分野につきましても、市民の皆さんにとりましては、例えば児童手当等の手当の申請の場合、他の自治体から転入した場合には、前住所地の所得の証明書など入手しまして、それに申請書に添付していただいております。ですので、その情報連携が図られますと、そういう所得照会が情報ネットワークシステムを介してできますので、添付書類が省略することができます。また、市の立場で考えますと、やはり例えば国民健康保険事務の場合、他の自治体から転入した場合には、必要な情報につきまして、市のほうからその行政機関に紙で照会しているなどのケースもありますので、その紙文書の照会がネットワークを介してできますので、簡単に効率化が図られるということになっております。

以上でございます。

- 〇19番(御殿谷一彦君) では、次から次で申しわけございません。
 では、税分野、こちらのほうはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。
- ○企画財政部参事(田代雄己君) 税分野でございますけれども、市民の皆様にとりましては、例えば個人の住民税の減免の手続など、生活保護の方の場合、例えば証明書を入手したりして、申請につけてもらうなどのケースがありますけれども、そういうときに庁内の連携が図られたりしますと、そういう添付書類も不要になるということで考えております。また、市の立場としましては、個人市民税などにおいて、例えば所得税の確定申告書や住民税の申告書、あるいは会社から提出されます給与支払報告書など、また年金の証明書など、さまざまな収入の書類を取りまとめているわけですけれども、そういう課税資料の取りまとめが個人番号という番号を介してできますので、突合や名寄せが容易になったり、確実性、公平性が増すということを考えております。

以上でございます。

- **〇19番(御殿谷一彦君)** 先ほどもお話がありました災害対策分野、こちらも非常に大事なことでございますが、こちらのほうはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。
- ○企画財政部参事(田代雄己君) 万が一、災害が起こった場合、その方が被災したりすることになるわけですけれども、例えば市民の皆様の立場になったときには、被災者の皆様に例えば支援金を出したりする場合、申請をするわけなんですけれども、そういうネットワークを介して情報を入手することによりまして、必要な書類が入手することができますので、御本人が用意しなくても、そういう手続が可能になるということで、負担の軽減になるというふうに考えております。また、行政の立場でも例えば妊婦さんの情報だったり、あるいは

障害者の方の情報だったりという情報も、他の例えば地方のほうから、こちらに被災してこられた場合、その 被災者台帳などを作成する際に、そういう情報ネットワークシステムで入手することによりまして、御本人の 状況が個別に把握できるというようなことになると考えております。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) 細かな説明ありがとうございます。そのほかにも、いろんな効果があるというふうに私も認識しておりますが、後半のほうで一応話させていただきますが、それらの効果があるということを、ぜひとも市のほうとしても、いろんな宣伝をしていただきたい。こんなすごいものなんだということを、市民にお知らせいただきたいというふうにも思っております。

次のマイポータルのほうに移ります。

このマイポータル機能について、名前もちょっとわけのわからない名前になっていますが、これをもう少し 具体的な説明をお願いしたいと思います。

〇企画財政部参事(田代雄己君) マイポータル機能につきましては、インターネットを使いまして、自分の情報のやりとりが見られるような、そういうシステムなんですけれども、具体的には3つの機能があります。

1つ目が、特定個人情報、自分の個人情報が、いつ、誰が、なぜ情報提供したかを確認する機能になっております。これは、情報提供等記録表示機能と呼ばれる機能です。現在このマイポータルで確認できる項目で、国が考えておりますのが、情報照会を行った機関、情報照会を行った日時、何の手続のために情報照会を行ったのか。また、逆に情報提供を行った機関、情報提供を行った日時、情報提供した個人情報の項目ということで、自分の個人番号が知らないところで使われていた場合は、これを確認することによって、不正がわかるというような機能になっております。こちらにつきましては、29年1月から稼働する予定というふうになっております。

また、2つ目なんですけれども、行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能、自己情報表示機能と呼ばれる機能になっております。例えば自分自身のどういう情報が行政機関が持っているかですけれども、年金記録だったり、社会保険料の支払い記録などが実際自分で払っていたりする記録というのが、一括で見られないわけですけれども、そういう機能もできまして、閲覧や入手可能になるということが検討が進められております。この稼働につきましては、まだ時期は明確になっておりません。

3つ目ですけれども、一人一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する機能です。いわゆるプッシュ型サービス機能と呼ばれるものですけれども、例えば国や地方公共団体からのお知らせの機能だったり、または本人の状況、世帯構成などによって個別にお知らせするような項目がありますので、そういうことを行政機関から通知する、そういう機能でございます。これにつきましても、具体的な稼働時期はまだ決まっておりません。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) このマイポータル機能、今回のマイナンバー制度に対しての、非常に大きな特徴だと思います。今まで、行政からのサービス、非常に市民としては受け身でやっていたわけですけども、その内容を市の動きをチェックすることができる、逆に言えば、自分の情報に対して、市がどのようなことをやっているのかということがチェックできる機能だというふうに私も認識しております。非常に大切な機能でございますので、これについてもしっかり内容を確認した上で進めていっていただきたいというふうに思っております。

次に、市の独自サービスについての検討について、進めさせていただきます。

先ほど、市長の壇上の答弁の中で、このプッシュ型サービス、アで述べておりますプッシュ型サービスについてですけども、今後の研究というふうに答弁がございました。これも、実は当制度の中で重要な目玉のサービスと思われます。今後の可能性として、このプッシュ型サービス、どのようなことが考えられているのか、もし御説明があればお願いしたいと思います。

〇企画財政部参事(田代雄己君) 国での稼働時期は、まだ決まってないところでございますけれども、可能性として考えられるものが大きく3つあるかなと思っております。

1つは、地域別に提供する資料ということで、災害警戒情報だったり、地域のイベントの広報などが考えられると思います。

また、2つ目ですけれども、年齢などによってお知らせする機能です。例えば後期高齢者医療制度の案内だったり、年金に関する御案内、そういうものが上げられると思います。

また、3つ目ですけれども、世帯構成別に提供する資料としまして、例えば乳幼児等の予防接種に関する手続のお知らせだったり、児童手当や乳幼児医療費助成の御案内だったり、そういうことを個別にプッシュ型ですので、市のほうから積極的に情報提供するということが考えられます。

いずれにしましても、まだ具体的な動きが決まっておりませんので、国の動向を注視しまして、今後研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) よろしくお願いいたします。

次に、コンビニエンスストアのほうの証明書発行について、話を進めさせていただきます。

先ほどもマイナンバーカードの発行とあわせて、コンビニエンスストアの証明書発行を進めるというお話がありましたが、これは今個人番号カードの交付そのものが28年1月を一応予定しているというふうに、先ほどもスケジュールの中でありました。これは、当市としても、これは各市それぞれそこから6カ月ずらそうが、1年ずらそうが、各市の勝手でございますが、当市としては、この28年1月の個人番号の交付のスケジュールと同時に、このコンビニエンスでの証明書発行を目指すということで、お伺いさせていただきますが、よろしいでしょうか。

- ○市民課長(山田茂人君) 28年1月を目途に準備を考えてございます。 以上でございます。
- ○19番(御殿谷一彦君) ぜひとも、よろしくお願いいたします。

ちなみに、今まだマイナンバーカードは発行されておりませんが、住基カード等をもとにして、多摩の他の 自治体のほうでコンビニエンス交付をもうしているところもあるように聞いております。どのような内容になっているのか、御参考までにお伺いしたいと思います。

○市民課長(山田茂人君) 多摩地区の自治体におけるコンビニ交付における発行証明書類の状況でございますが、現在多摩地区の自治体でコンビニ交付を行っている自治体は、三鷹市、町田市、小金井市の3市でございます。三鷹市におきましては、証明書の種類といたしましては、住民票の写し、印鑑証明書、市民税及び都民税の課税証明書と非課税証明書、それから戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書、戸籍の附票の写しでございます。ただし、戸籍の証明書につきましては、三鷹市に本籍のある方のみが発行可能でございます。町田市におきましては、三鷹市とほぼ同じでございますが、戸籍の附票の写しは扱ってございません。小金井市に

つきましては、住民票の写しと印鑑証明書、この2種類を扱ってございます。 以上でございます。

〇19番(御殿谷一彦君) 他市のほうで、このような形で進んでおりますので、当市もその証明書発行については、負けないように中身を充実していただきたいと思っております。

ちなみに、これも補正予算のところでコンビニ等収納代行業務委託料増額ということで、58万3,000円が今回補正予算で計上されました。これは、証明書発行ではなくて、収納のほうの話だと思いますが、これ増額されたということは、コンビニエンスストアの利用が当初予想よりも多かったというふうに、私自身は読まさせていただきましたが、このコンビニエンスストアでの代行収納に関して、どのような今状況なのか、御参考までに教えていただければと思います。

- **〇納税課長(中山 仁君)** 平成26年度におきましても、コンビニエンスストア収納の取り扱い件数につきましては、順調に伸びております。平成26年度及び25年度の10月末時点での比較になりますが、約5,800件ほど向上しているという形でございます。このために、今回補正予算ということで計上させていただきました。以上でございます。
- ○19番(御殿谷一彦君) 要は、コンビニエンスストア利用というのは、非常に365日、24時間、ちょっと証明書発行については、時間等の制限がつくのかもしれませんが、非常に便利な少なくとも市役所に行くより便利というか、まことに申しわけないんですけども、便利なところでございますので、これどんどん進めていっていただきたいというふうに思っております。今回のマイナンバーカード発行を機会に、この証明書発行も確実に進めていただきたいというふうに思っております。

先ほど、事務合理化のほうに移りますが、事務合理化について、総合窓口の話もございました。当市として、 この事務合理化に伴う総合窓口化、ワンストップサービスでございますが、どのような仕組みを今想定してお るのか、御説明できるようでしたら、お願いいたします。

- ○企画財政部参事(田代雄己君) 総合窓口化ということでございますけれども、この情報連携、このシステムを使うことによりまして、一部環境が整うということを認識しております。具体的には、団体内統合宛名システムを通じて情報連携をします。そこに、マイナンバー法におきます市民の方々が対象になっているサービスというか、内容が把握できるようになります。ですので、そのシステムを使って、それに乗っかっている事務になりますけれども、情報の把握ができているというような形になります。ですので、それを活用することによって、総合窓口化が図られるのではないかと思っております。ただ、環境面の問題だったり、職員の問題などもありますので、具体的な実施につきましては、今後の研究課題かなと思っているところです。以上でございます。。
- ○19番(御殿谷一彦君) ぜひとも進めてください。今まで公明党のほうとしても、いろいろ総合窓口については要望してまいりましたが、これを契機にせっかく便利なツールができましたので、進めていっていただきたいと思っております。

次に、職員教育のほうについて質問させていただきます。

この職員教育で、特に個人番号の漏えい等に対するセキュリティ対策、これが大変重要になってくると思います。この新たな重要な情報を取り扱う職員に対する研修等、これはどのように進めていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

〇企画財政部参事(田代雄己君) 1つは、現在地方公共団体情報システム機構が実施しております e ラーニン

グという形でマイナンバー制度の研修を実施しております。ここで、担当職員が45人ぐらい受けたりしているような状況で、現在の社会保障・税番号制度の内容について、理解を進めているというところでございます。また、今後につきましても、庁内の説明会、あるいはセキュリティ対策ということで、実際に携わる職員の研修も必要だと考えておりますので、その辺につきましても、国の動きを見ながら時期を逃すことのないように、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) この研修については、今までも市の市民の情報については、大変な重要な情報だということで研修をしていただいている、指導していただいていると思いますが、これにマイナンバーがつきますと、さらに重要な情報というふうに認識しております。これから、いろんな会社等もこれを取り扱うわけですけども、各会社さんとも非常にセンシティブに今取り組もうとしております。市のほうとしても、このマイナンバーに関する教育に関しましては、できれば年に一度全職員に対して、これを直接取り扱う、取り扱わないにかかわらず、この情報、非常に重要なものだということで、その辺の研修も年一、去年受けたからいいんじゃなくて、毎年受けるような、そういうようなことを進めていっていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、広報宣伝について、お伺いいたします。

個人番号カードの普及を考えたとき、要はこれがなかなか行き渡らないというか、浸透しない高齢者、または体にいろんな障害を持っておられる市役所に来られない方々がいます。先ほど、マイナンバーカードを渡すときに、市役所のほうとアクセスが必要だというふうにありましたが、このような方々への普及方法、どのように考えているか、お伺いいたします。

○企画財政部参事(田代雄己君) 高齢者などにつきましては、身分証明書に当たるような顔写真がついたものがないということで、今の状況でもなかなか苦慮しているというか、課題があるということで聞いております。ですので、高齢者の皆さんを初め障害者の方にも、そういう個人番号カードを持ってもらうことによって、身分証明書だったり、コンビニ交付が普及されるというふうに考えております。具体的な周知の方法等は、これから検討課題だと思っておりますけれども、例えば例示としましては、福祉の窓口に御案内を置いたり、あるいは福祉の職員に協力いただいてもらうなどしながら、直接障害者の方や高齢者の方に働きかけなどが考えられるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) よろしくお願いいたします。そういう方々にも、マイナンバーというので皆さん方の便利に使えるんですよということを、アピールするためにも、その普及を進めていっていただきたいというふうに思っております。

私からの1つの簡単な要望ですけども、もう政府のほうでもマイナンバーカードについての広報、ホームページ等をつくって進めております。内閣官房のホームページに、これがもう載っております。ちなみに、マイナちゃんとかという、何か人形をつくって一生懸命やっておるようでございますが、なかなか国全体に行き渡ってないというようなところがありますけども、これのリンクを東大和市のホームページ、これをリンクしていただいて、つなげていただいて、それで東大和市に1行、マイナンバー云々を入れていただいて、ここをクリックすれば国の、そういう情報も見られます、この国情報には非常に便利になりますよと、こういうこともやりますよということを、しっかり書いてありますので、その辺をちょっと工夫していただきたいと思ってお

ります。これは、私のほうの要望でございます。

最後に、このマイナンバー制度、これ非常に今後の社会制度に対して、重要なものだと思っております。こ のマイナンバー制度が何のための制度かということで、市長のほうからも御答弁がありましたが、税の負担と 社会保障享受の公平感、便利な機能をこのマイナンバー制度という便利な機能を活用した、より心地よいサー ビスの受け取り、そして事務の合理化、国も地方自治体も事務の合理化ができる。そして同時に、事務の正確 化も進められます。高齢化、少子化、生産年齢の縮小化が進む中で必須の施策です。スムーズな導入を要望す るとともに、市独自サービスにおいては、先ほどもいろいろ御説明していただきましたが、他市のモデルにな るように、東大和市こそマイナンバー制度を導入した非常に有効活用している市であるというふうに言われる ように、取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

まずは、細かい話ですけども、コンビニエンスストアでの証明書発行、これをしっかりマイナンバーカード の発行と同時に、ぜひとも実行していただきたいというふうに思っております。

また、庁舎内の情報連携も進めていただき、正確な事務管理とともに職員の事務負担の軽減も図っていって いただきたいというふうに思っております。

最後に、この制度、もう本当に今お話がありましたとおり、福祉から税から、いろんなところにかかってく るお話でございます。今回教育のほうにお話は進めさせていただきませんでしたけども、こちらのほうにもか かってくるお話であるというふうに私自身も認識しております。このマイナンバー制度導入に向けた意気込み、 見解を市のリーダーとして、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいた します。

〇副市長(小島昇公君) 今までの質疑の中で、大体お答えはできたのかなと思っているところでございますが、 マイナンバー制度の導入によりまして、やっぱり市民の皆様の利便性の向上が図られると。そして、行政とし ても事務の効率化が期待されているというところでございます。市といたしましては、先ほどお答えをさせて いただきましたが、市長を本部長にしました本部、そして検討委員会、作業部会を設置いたしまして、全庁的 な取り組みとして対応しております。制度の運用は27年10月から始まりますので、庁内におきまして、情報共 有いたしまして、適切に運用が行われるよう対応していきたいというふうに考えております。その上で、制度 をいかに活用をするかというところで、独自制度ということで、児童手当ですとか、保育園の入園の手続等、 幅広い分野でさまざまなサービスの向上が期待されますので、国の動向、そして先進市の検討結果等を注視し て、活用の可能性について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番(御殿谷一彦君) 私ども公明党会派といたしましても、国の公明党国会議員とともに、このマイナン バー制度、ぜひとも今後の日本にとって必要な制度ということで研究し、また進めさせていただきたいという ふうに思っておりますので、ぜひともしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の再質問を終了いたします。

〇議長(尾崎信夫君) 以上で、御殿谷一彦議員の一般質問は終了いたしました。 ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時30分 開議

-129-

.....

◇ 関 田 貢 君

○議長(尾崎信夫君) 次に、14番、関田 貢議員を指名いたします。

[14番 関田 貢君 登壇]

○14番(関田 貢君) ただいま御紹介いただきました自民クラブ、14番、関田 貢です。平成26年第4回定 例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

1として、健康都市宣言についてお伺いいたします。

人生80年時代を迎え、健康は生涯を通じて生き生きと豊かな生活を送る基盤として、個人にとっても、社会にとっても極めて重要です。これには、市民一人一人が自分の健康は自分で守り、つくるという自覚のもとに日常生活の中で栄養、運動、休養の調和のとれた健康づくりの実践を行うことが大切です。そのために、市は健康づくりの場や推進体制を整備し、指導者の養成、健康科学の調査等、研究を進めるなどして、東大和市としてふさわしい健康都市宣言の実現について何点かお伺いいたします。

- ①として、実現するため研究してまいりたいと答弁がありました。どのように検討され、今日までなっているか、お伺いいたします。
 - ②として、他の先例市については、どのようなまちがあるのか、お伺いいたします。
 - ③として、東大和市健康都市宣言の実施について、お伺いします。
 - 2として、東大和元気ゆうゆう体操について、お伺いいたします。

東大和元気ゆうゆう体操は、東京都健康長寿医療センター研究所の協力のもと、東大和市が市民や関係者で構成された東大和市介護予防体操制作検討会と一緒に制作をされました。検証の結果、東大和元気ゆうゆう体操の実施前と実施後では、参加者の体力向上、維持が見られ、介護予防に一定の効果が認められております。この事業について、何点かお伺いいたします。

①市民に広く普及させるためにできた2011年度の制作されましたビデオについて、お伺いいたします。

アとして、制作費はどのぐらいかかったのか。

イとして、何本制作されたのか。

2として、24年度2月作成したパンフレットについて。

アとして、制作費と部数はどのぐらいつくられたのかお伺いします。

3番として、東大和元気ゆうゆう体操ビデオとDVD制作とCD制作されたのと、パンフレットの販売についての実績はあるのか、お伺いいたします。

④として、介護予防リーダー養成講座の継続について。

アとして、毎年実施してリーダー育成をお願いしたいと考えるが、いかがですか。

イとして、多くのリーダーを育成することが元気ゆうゆう体操の普及につながる事業に成長させたいと思いますが、市の考えをお伺いいたします。

3として、病院の施設利用について、お伺いいたします。

市民は病院や診療所における休日・夜間の救急医療体制に関する情報の提供を強く望んでおり、これは乳幼児や高齢者のいる家庭にとっては、極めて深刻な問題であります。また、総合病院の必要性に対する関心も依然として高いのです。市民が、いつでも365日、24時間の安全・安心と患者中心の医療のサービスが受けられ

るような体制づくりを検討する必要があると思います。

そこで、2点について質問いたします。

①市内に総合病院の実現という点で、東大和病院に標榜として15科あるが小児科がなく、増設についてお願いができないか、お伺いいたします。

②として、市内の人工透析者が東大和病院で受けることができるようにお願いできないか、あわせてお伺いいたします。

以上、質問いたしました。自席より再質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

[14番 関田 貢君 降壇]

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長(尾崎保夫君) 初めに、健康都市宣言を実現するための検討についてでありますが、健康都市宣言を実施しています自治体の宣言内容や健康施策について情報収集するなど、当市に合った健康づくり施策の推進に向けて検討しているところでございます。

次に、健康都市宣言の先例市についてでありますが、全国的には多くの自治体が健康都市宣言を行っている と認識しております。都内では、台東区、また千葉県の市川市等が健康施策の取り組みを含め、先例市に当た ると考えております。

次に、東大和市健康都市宣言の実施についてでありますが、現在市民の健康づくりの指針としての健康増進 計画について、策定作業を進めているところでございます。健康都市宣言につきましては、この健康増進計画 の策定後、計画の内容を踏まえながら、一体的なものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、東大和元気ゆうゆう体操の普及及びビデオについてでありますが、当市では東大和元気ゆうゆう体操の周知と普及を目的といたしまして、平成23年度に映像DVD、音源CD、パンフレットを制作し、関係諸団体や行政機関、介護予防リーダーや介護事業者などに配布しております。これらの制作費など、詳細につきましては、後ほど担当参事から説明いたします。

次に、介護予防リーダー養成講座の毎年度の実施についてでありますが、介護予防リーダーとして活動を行っていただくためには、養成講座を受講していただくだけでなく、その後の育成を目的としたフォローアップが重要になってまいります。このため、現在養成講座を実施した翌年度につきましては、新たにリーダーとなられた方々が自主的に活動し、継続していけるよう、さまざまな研修等を実施するための期間としております。今後も養成講座と講座修了後の育成のためのフォローアップを組み合わせながら、リーダーの育成と支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、多くのリーダーを育成することについてでありますが、東大和元気ゆうゆう体操の普及については、介護予防リーダーとともに体操普及推進委員養成講座を修了された推進委員の方々にも御協力をいただいております。現在介護予防リーダーと体操普及推進委員を中心に、市内19カ所の体操自主グループの活動のほか、イベント等での舞台発表、体操指導の派遣等を実施し、普及に努めております。介護予防リーダーや体操普及推進委員につきましては、育成に要する期間を考慮しながら、できる限り多く養成できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、東大和病院への小児科の増設についてでありますが、東大和病院におきましては、脳卒中や急性心筋 梗塞などの重篤な疾患について、地域及び二次医療圏域における急性期医療の中心的な役割を果たしており、 高度な専門医療が提供されております。市としましては、これらの成人を対象とした急性期医療の提供のほか、 子育て支援の一助となるよう、小児科の初期救急医療の必要性について、東大和病院に要望してまいりたいと 考えております。

次に、東大和病院での外来診療における人工透析の要望についてでありますが、東大和病院におきましては、病院内に11床の人工透析病床も急性期の重症な合併症のある人工透析に対応しており、安定期に移行後は地域の診療所に引き継ぎをしているとのことであります。人工透析の実施に当たっては、専門医の確保や医療機器の設置場所等、さまざまな課題があり、新たな外来患者の人工透析の受け入れは困難ということであります。市としましては、市民が人工透析の急性期や重症時に人工透析を必要とした場合の受け入れとともに、地域の診療所との円滑な相互連携を引き続き展開してもらえるよう、要望してまいりたいと考えております。以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○福祉部参事(広沢光政君) それでは、私のほうから元気ゆうゆう体操の普及用に制作いたしました映像DV Dなどの詳細につきまして、説明をさせていただきます。

まず、制作費についてでございますが、映像DVD、音源CD、パンフレット、これらの制作費用につきましては、総額で59万8,500円となっております。

次に、制作数でございますが、映像DVDが1,000枚、それから音源CDを700枚、パンフレットは2,000枚制作しております。

次に、平成24年2月に作成したパンフレットの制作費と部数ということでございますが、こちらにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、映像DVD、音源CD、パンフレット、これらにつきましては、 総額で59万8,500円の契約となっておりまして、単価契約ではございませんために、パンフレットのみの金額 というものは算出しておりません。

なお、作成枚数につきましては、2,000枚となっております。

次に、これら販売実績についてでございますが、平成23年度に作成いたしましたDVD、CD、パンフレットにつきましては、関係諸団体、それから介護予防リーダーなど、こういった方々へ配布資料として使用しておりまして、販売を行ってはおりません。ただ、ゆうゆう体操のさらなる普及を図るということを目的といたしまして、平成24年度から映像DVDと音源CDにつきましては、市が著作権を有しております原盤、こちらをコピーいたしまして、販売を行っております。販売実績でございますが、映像DVDにつきましては、1枚200円で販売しております。25年度末までに273枚、5万4,600円の売り上げとなっております。それから、音源のCDにつきましては、1枚100円で販売しておりまして、同じく25年度末までに97枚、9,700円の売り上げとなっております。

なお、パンフレットにつきましては、こちらは無償で配布をしているところでございます。 以上でございます。

○14番(関田 貢君) どうもありがとうございました。

健康都市宣言についてお伺いいたします。

まず、健康都市宣言について、問題の中身に入る前に東大和の人口の環境、自然増と、あるいは社会増の、そして人口増加の件について、東大和市の現況と将来の見通しは、どのように人口増加については考えておられるか。そして、後期高齢者、あるいは高齢者の高齢化率、あるいは後期高齢化率のそれぞれの高齢化率を教えていただきたい。

〇福祉部参事(広沢光政君) 人口の推計というか、推測でございます。

私のほうから、まず直近の12月1日現在の人口、それから高齢化率をまず御説明差し上げます。

12月1日現在の人口でございますが、8万6,177人となっております。このうち65歳以上の人口につきましては2万1,145人、高齢化率は24.54%となっております。また、今お話がありました後期高齢者、75歳以上の後期高齢者の後期高齢化率、こちらでございますが、同じく人口は8万6,177人でございますが、後期高齢者人口が9,619人でございまして、後期高齢化率は11.16%となっております。

次に、推計というか、将来的な数値でございますが、1つの例といたしまして、団塊の世代が75歳を迎えます2025年、平成37年を例にとりまして御説明を差し上げますと、この平成37年における人口は8万7,968人と推測してございます。このうち65歳以上の高齢者人口2万3,557人、高齢化率を26.8%と予測しているところでございます。また、後期高齢化率でございますが、こちらにつきましては、人口は同じく8万7,968人でございます。後期高齢者人口につきましては、1万4,309人と予測してございまして、後期高齢化率は16.3%まで高まると予測をしているところでございます。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) ありがとうございました。

では、実現するための研究してまいりたいということで、市長の答弁では検討してまいりたいというお話でした。この検討するために、東大和市の今高齢化率というのを私は今お聞きしましたところ、東大和市の65歳が24.54%、そして後期高齢化率をお話し聞きましたら11.16%という、こういう高齢化率は、これからは国の制度に合わせてみますと、国は総務省がこの間発表した数字を見ますと、75歳が8人に1人ということに、新聞報道になっております。そして、80歳以上の高齢者だけでも、この9,604万人がふえて、高齢者だけでも1,000万の大台を突破するだろうと総務省は見ています。そして、厚生労働省は75歳以上の後期高齢者の健康づくりを強化するということで、ねたきりにつながって栄養素や肺炎になどの重症化を予防するための管理栄養士らの訪問といった保健事業で全国で行うよう、このような位置づけをされております。こういう環境に対して、市もいち早くこういう健康事業に力を入れていただきたいと私は思うんですが、どうですかね。

○福祉部長(吉沢寿子君) 今議員のほうから、市の高齢化のお話などもいただきましたけれども、先ほど市長及び参事のほうからも、それぞれ答弁をさせていただいておりますが、特に後期高齢者の方の健康の維持、それから健康寿命の延伸ということを目指しまして、現在市では特に先ほど申し上げました東大和元気ゆうゆう体操を初めとした介護予防の活動などに取り組んでいるところでございます。今後も、高齢者の方におかれましては、やはり主体的に活動に参加していただき、地域で元気にそれぞれが地域活動に従事していただけるような形のさまざまな地域活動、介護予防活動に従事していただけるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) 僕は、この環境に対して、東大和市の今高齢化率、あるいは後期高齢化の率をお伺いしました。そして、東大和市の環境については、25年度のデータで1年間の増減数の中身を見ますと、増加人口が452人、去年度は24年度は392人と、ここ2年は3年前と比べて人口は若干ふえてきています。そして、ふえている中でお子さんが出生のあれが横並びになっているんですね、699、769、691と、この3年を比較してみると出生の中身、そして死亡を見ますと678人から694ということで、この3年を差し引きしますと、大体50人前後が自然増になっていると。社会増では、455人が社会増になっているということで、転入の386名から

3,405名の転出と比べて455人増と、このトータルが452人と、そして後期高齢者、あるいはそういう高齢者の率を見て、こういう社会現況の中で東大和市が高齢化率になっていくということで、非常に先の元気なまちにするためには、今現在の高齢化対策を重点的に進める必要が私はあると思います。そういう意味で、検討ではなくて、これ私は壇上で言いましたけれど、市民の一人一人が自分の健康は自分で守っていくんだという自覚はありながら、行政としては運動や休養、調和のとれた健康づくりができるような環境づくりを行政はしていかなければいけないんではないのかと、そういうふうに思っています。ですから、そういう旗印の中で公助があったり、自助があったり、共助ということが、これからの社会は健康づくりには特に地域の力が必要だと言われています。そして、この力とは共助の要素が、より重要になっているということを言われています。

こういうことが、地域社会で展開されています。ですから、私は行政がしなさいと言うんじゃなくて、行政がこういう健康の都市宣言のアドバルーンを上げることによって、地域ではそれぞれの立派なリーダーを誕生させるということで、それぞれの地域に自分たちの足で通える地域では、公園があったり、集会所があったり、あるいはそこの周りの施設利用がいろんな形で民間の協力をいただきながら、地域活動をするということにおいて、私は地域のそういう環境ができ上がっているんではないのかと。だから、検討ではなく、自助と公助と共助の三拍子が東大和市は土壌づくりが進んできているので、ここでもっと行政がリーダーとして、きちっとした実現方法を持って、これを末永く健康のまちづくりにするということのアドバルーンとして、現実にこれを宣言都市として実現をするということで、何年もかけないで1年以内のそういう検討の時期の中で、検討をしていくべきではないのかと私は思いますが、どうですか。

○福祉部長(吉沢寿子君) ただいま議員のほうから、お話しいただきましたけれども、やはり市全体を健康なまちとしていくには、福祉や保健、医療、教育の分野だけではなく、緑を大切にしたり、豊かな自然環境、それから安心して外出できるバリアフリーの環境など、さまざまな分野における取り組みが重要となります。また、それ以外に議員からお話しいただきました共助、互助、そういったところで市だけではなく、市民や地域、企業、関係団体が全て連携をして、市全体で総合的に取り組むことが必要であると考えています。そのための宣言というようなことで、市の内外に表明するというようなことでの健康都市宣言というのは、非常に重要なものであるということで考えております。ただ、宣言をした後に持続的なその後の展開も念頭に入れながら、やはり継続的に長期的にしっかりその後取り組んでいかなければいけないというようなことがありますことから、健康都市宣言をしていくに当たりましても、その後の長期的な展開等も視野に入れながら、検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○14番(関田 貢君) 私は直近の例を今市民の皆さんが地域に出かけ、そして地域の集会所や、あるいは公園や、あるいはいろんな施設利用をして、自分の健康促進につなげる努力は自発的に行われていると、私は思っています。そういう意味で、ある文化活動で地域のコミュニティーの中で僕はいつも新堀の新成会の老人会のデータがおもしろいデータが出ていました。年代別の分布が出ていました。こういうふうに、新成会の名前を出して申しわけないんですが、ここに参加されている会員が全員のデータが出ているんです。この会員が何と男性のほうが82.8歳、それで女性が78.4歳、それで会員全員が78歳以上82歳なんですね──ごめんなさい、65歳が1人いて、70歳以上の人が、こういう文化活動で、この間の展示会で張り出してありました。その数字が、私非常にユニークだということで、こういう人たちが実際地域でクラブ活動に入らない人たちは、こういう地域で文化活動をやったり、あるいは地域に出ていって集会所の文化活動、これの年を調べてみると、70歳

以上、そして私がある地域でゆうゆう体操で質問して、40人ぐらいの人に後期高齢者の人は何人ぐらいいらっしゃいますかと、それで75歳の人は手を挙げてくださいと言ったら、40人ぐらいで12名の方が75歳以上の人が参加していました。そして、65歳の人が1人だった。指導者が65歳の人がいたんです。ですから、出かけてくる人たちは、そういうふうに地域、地域で参加されるクラブ活動に入っている人が、もうとっくにクラブ活動で文化協会や、あるいは体育協会に所属されているんです。

そして、私が言いたいのは、こういう福祉、介護保険制度が12年にスタートして、介護保険制度の中から生 まれたスポーツ、あるいは地域コミュニティー、集会、そういうことが生まれて、地域の皆さんが参加、家に 閉じこもりから一歩でも外に出る、そういう人たちが多く外に出かける機会をつくったのが、この介護保険制 度ができてからですよ。私は、そう思っています。ですから、健康づくりに介護リーダーの皆さんが、こうい うふうにスタートしたのも、市民が自発的にここまで育ってきたというのは珍しいですよ、当市では。ですか ら、こういう珍しい事業を先駆けて、東大和の目玉に僕はすべきではないのかなというふうに思っているんで すよ。ですから、ここの介護の皆さんが平成12年にできたとき、そしてこれは最初に介護の保険制度ができた ときには、講習会で保健所かな、保健所が転倒予防だったのかしら、転倒予防という事業を年13回やるサーク ルがあったんですね。そのサークルが終わって、1年のサークル、13回講習会終わって、その4人が残ったと きに、講習会終了後何かやらなければということで、4人の発起人であすなろ会が誕生して、そういう介護保 険制度、健康、ねたきりなそういう老人の姿をつくらないということで、これは東京都の研究所が推進して、 その4名の方が先頭に立ってやってくれたおかげですよ。それが、自発的ですよ。市は、そういう転倒予防の 講演を、13回の講演の講習会を開いた。そして、その講習会の最後に4人の方がクラブをつくったと。そして、 今日これだけのゆうゆう体操のビデオまでができるまで育ってきた、これが東京都の先生が褒めているんです よ。そういう褒めている事業を、なぜ検討しなきゃいけないのかなと、市長、そこら辺をちょっと僕は即検討 するんじゃなくて、つくる方法でこれを考えていただきたいと思うんですが、どうですか。

- ○副市長(小島昇公君) 先ほど、市長からも御答弁させていただきましたけども、現在健康増進計画を策定しているということもございますので、こちらの指針が明確になりましたら、都市宣言についても、あわせて検討していきたいというふうに考えております。そして、市の講習会が種をまいて、それから自発的に4人の方がお水をあげて肥料をあげたということで、現在のゆうゆう体操が大きく育ってきております。市としては、市民の皆様が高齢になられても、市内で元気に過ごしていただきたいという気持ちで、さらにゆうゆう体操の応援には力を注いでいきたいと。これにつきましては、御質問者を初め議員の皆さんに応援をしていただいておりますので、年々参加する人たちもふえておりますし、活発になっておりますので、いろんな事業で発表の機会を設けるなどしながら、1人でも多くの方に元気で市内で年をとって楽しく生活をしていただけるような施策は、引き続き強力に推進していきたいというふうに考えております。
 - 以上でございます。
- ○14番(関田 貢君) ですから、1番、2番を先例市の中で言われていることが、先ほど市長も台東区の例を言われました。そして、千葉の市川市のことも言われました。こういうふうにして、健康都市は全国で26番目に台東区が入ったときには、2009年6月15日に都市宣言されているんですね。この台東区は、僕は参考になると思います。この台東区は共助の精神を、そして医療とか、福祉とか、そういういろんな問題が時代の変化をしたといって、健康都市宣言をつくり直して、そしてこの年に都市宣言をしているんですね。ですから、都市宣言という時間はかけてできる、かけなきゃいけない問題もあるでしょう。しかし、これだけ議会の中で都

市宣言の問題は持ち上がっているわけですから、武蔵村山の例なんか言いますと、10月5日にスポーツ都市宣言も武蔵村山はやったんですよ。これは、国体を記念してハンドボールを記念して、スポーツを通して健康なまちづくりということで、もう新聞なんかでも報道されていますよ。国体が終わって1年たった中で、もうスポーツ宣言都市ができているんですね、隣。これは、スポーツ宣言都市は東村山もずっと前にスポーツ宣言都市をやっているんですよ。ですから、そういう宣言を掲げたとき、検討するときに、事務的にせっかく市民が盛り上がっているんです、これ。行政がやれというふうにやっていく仕事じゃないですよ。

これだけの会員がふえていて、そして家から一歩外へ出るということの、こんないいこと、ねたきり老人をつくらないというシステムが自発的に市民の活動の中に生まれて、そして体操もできた、体操のことについては後で言いますけれど、こういう立派な体操ができて、なぜこれ自信持たないんですか。こういうものが後押ししたら、宣言都市早くして、そしてビデオテープとか、CDのテープとか、それを観光にのせて全国に販売すべきですよ、違いますかね。もう一度お願いします。

○市長(尾崎保夫君) 健康都市宣言ということで、おっしゃるとおりだというふうに思います。今現在健康増進計画ということで一生懸命やってございます。その延長ということになるかと思いますけども、健康都市宣言、いずれやろうというふうには思ってございます。すぐにというわけにはいきませんけども、ただ先ほど関田議員、質問者のほうがおっしゃっているように、東大和のそういった健康に関しての元気ゆうゆう体操を含め、介護予防リーダーや、あるいは体操推進員、大勢の方おいでになりますけども、確かにその方々のおかげで現在があるのかなというふうには思ってございます。そういった意味で、介護予防リーダーの育成や体操普及推進員等も、これからしっかりと市内の中にもっともっと多くの方に参加してもらえるような方向で、充実させていくということ、そういう方向でいくということは、私自身もそういう方向でいきたいというふうに思っていますし、また介護予防リーダーを初めとする体操の関係の元気ゆうゆう体操にかかわっている皆様方、あるいはサロン活動をしている皆様方、それぞれが介護予防リーダーの講習を受けたりとか、そしてそういう方が主体的になって市内に19カ所のサークルができているということでございまして、市は最初の頭出しのところで講座をやったり、介護予防リーダーの養成をしたりとか、そのようなことはしてございますが、その後につきましては、そういう講座を受けた予防リーダーの方々が主体的に活動して、私どものほう、市のほうはそのお手伝いをしているという形になっているのかなというふうに思ってございます。

そういった意味では、東大和の健康という意味で、これは市民との協働という形になりますけども、主体性を持った大勢の方々が自分たちの地域の中を元気にしていこうということで活動しているということは、非常にすばらしいことだというふうに思いますし、また先ほどの介護のグループが展覧会をやったというふうな御質問者のお話もありましたけども、私も行って見てきたわけですけど、一緒に参加させていただいたんですけども、その中で非常に興味あるグラフがあったというのは、私自身も思っていますし、これからもそういうふうなものを見たりしますと、より一層充実していくという価値は十二分にあるんだろうというふうに思っていますし、先ほど副市長からも話がありましたように、しっかりとフォローアップしながらやっていきたいというふうに思ってございます。そういった中で、健康都市宣言できればいいかなというふうには思っているところです。

以上です。

○14番(関田 貢君) 市長、ぜひ実現に私たちは来年4月には選挙というハードルを越えなければお会いできないわけですから、ぜひこれは実現のための要望ということで、市長もお互いに努力して実現に向かって努

力していただきたいと要望しておきます。

次に行きます。

次に、ゆうゆう体操の普及についてのお話で、先ほど59万8,500円制作費にかかったということで、DVDが100枚、CDが700枚、そしてパンフレットについては2,000枚というお話を聞きました。そして、DVDの3番に販売実績のあるのかということで、販売実績が若干あるようですけれど、その販売実績は僕がこのDVDを持ってきたんですけれど、こういうDVDについて当然販売実績があるということは、新しくこれを商品化したということですね。そうすると、商品化はこれに対して定価、先ほど言っていましたけれど、幾らという定価がついて販売されているという解釈でいいんですか。

○福祉部参事(広沢光政君) 先ほど、御答弁差し上げましたDVDでございますが、販売しておりますのは、 当初23年度に作成いたしましたDVDを複製したものを販売しているということでございまして、23年度当時 に販売したものとは違うということで、複製して販売するに当たってかかった原材料費等を計算しまして、原 価を出し、DVD1枚200円で販売しているということでございます。

以上でございます。

- ○14番(関田 貢君) ということは、私は前議会でDVDの商品登録とか、特許申請とか、そういうことを 参考にされていれば、複製じゃなくて商品登録してDVDのそういう価値観というのは、ここで今わかったと 思うんですが、そういう複製で売るということより、きちっとなぜ商品登録しないのか。そういう商品登録を して販売をして、東大和の観光行政に東大和はこういうのをやっていますよということで、発信をするために 複製で幾らというのは、商品登録の価値ないと私は思うんですよ、違いますかね。
- ○福祉部参事(広沢光政君) そもそもが23年度に制作いたしましたDVD、こちらのパッケージのほうにも記載はさせていただいておりますが、こちらの著作権に関しましては、市に帰属してございます。このため私ども帰属されている著作権者として、原盤をコピーしているということでございますので、その辺については問題はないというふうに理解しております。今お話ししましたとおり、DVDそのもの映像等に関しましては、著作権で保護されているというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

- ○14番(関田 貢君) 僕は著作権とか、それはここで書いてあるんだから、それは複製できないのはわかっていますよ。僕は商品登録とか、特許申請とかして、値段をきちっとつけて販売はできなかったのかということを言っているんですよ。複製は複製で23年度かかった費用で割って、それを売ったと。だけど、そういう売り方は商法でかなっているんですかと、僕はかなってないと思いますよ、違いますか。
- ○福祉部参事(広沢光政君) 先ほどもちょっとお話し申し上げましたように、販売していますのは別にコピーしたものですのであれなんですが、今議員がおっしゃいますように、23年度に作成したものを販売するとなれば、しっかりとした原価計算といいますか、金額を出した上で適正な価格で販売しなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) そうしますと、このDVDをせっかくこんないいすばらしいものができているのに、 僕は前回特許を取ったり、商品登録したりして価値を高めて、全国版にこういうのを売る手だてをするべきだったと僕は提案しているんですよ。そういうことで、今この新聞の中でも騒がれているように、地方は疲弊しているということで、地方の創生では農業や観光を通じて外からお金を得られるような仕組みを進めなきゃ地 方はだめだといって、国が言っているんですよ。こういうものを外に出さなくて、どういうものを外に出すんだということになりますよ。こんなに立派な著作権で、こんないい音楽で、東京都の長寿研究所の先生が褒めているんですよ。東京都が褒めるということは、三多摩に影響力があるんですよ。ですから、島根県とか、八丈の中でも指導にこれ行っているというお話を聞いています。ですから、こういうものがやっぱり非売品じゃなくて、ちゃんと商品登録して売るという観光のルートに東大和も、このゆうゆう体操は1巻1,000円なら1,000円で販売して、そしてこのゆうゆう体操を元気にねたきりにならないように、この体操を進めていくんだと。そして、これがアドバルーンとして都市宣言につながって、東大和市は毎日1年一遍健康の推進のために、元気ゆうゆう体操の発表会をグラウンドでやるとか、あるいは都立公園で全体のまとまったことでアドバルーンを上げるとか、いろんな発表会があると思うんですよ、事業として。

そして、そういう事業がいい体操だったらば、どんどん広めていくということも必要だと私は思うんです。ですから、これ商品登録、あるいは特許として定価をきちっとつけて、うまかんべぇ~というバッチなんだって商品登録したから売れているんじゃないですか。あれは、3年でできているんですよ、うまかんべぇ~の商品登録なんかは。なぜ、商品登録ができて、こっちがこんな立派なDVDの体操のゆうゆう体操のビデオができているのに、公表ができない、商品登録しない、特許ができないって、副市長、これおかしいんじゃないですか、その辺の考え。

○副市長(小島昇公君) 元気ゆうゆう体操をつくるときに、私、高齢介護のほうに籍を置いておりました。前にも、お答えをさせていただいたことがございますけども、たしか記憶でいいますと、小金井市を視察させていただきまして、そこで行っている体操とか、運営方法は今のもとになっております。そして、やはり発想は東大和市の高齢者の皆さんに、ぜひ元気で大和で生活をしてもらいたいと。そして、後期高齢になりますと、精神的になかなか判断が難しくなる率が高くなると、認知症の率が高くなると、そういうのを予防するためには、やはり体を動かしたり、なかなか外に出られなくなる機会が多くなりますので、サロン活動として両面で活用ができたらなというところで、そこでお話を教えていただいて、こちらをスタートしたという記憶がございます。

そうした中で、大和の場合もほかの先例市を見せていただいて、そういうものをつくっておりますので、この体操が皆さんの御尽力によりまして、今思ったとおりといいますか、思った以上の発展をしてきておりますので、ある意味では先例市になっておりますので、考え方は2つあると思います。高いお金を取って、皆さんに買っていただくというのも1つかもしれませんけども、原価だけ割れないで皆さんに、それを活用していただいて、大和を見本にして日本全国で高齢者の皆さんが元気に過ごせるように寄与するのも、東大和市としてはいいんじゃないかなというふうに考えております。

- ○14番(関田 貢君) 今の件については、ぜひ前進させていただきたいということで要望しておきます。 次に、④の介護予防リーダーの養成講座の継続について、これ毎年リーダー育成をお願いしたいというふう に考えますが、このリーダー教育については、どのように考えていますか。
- ○福祉部参事(広沢光政君) 介護予防リーダーの養成についてでございますが、養成講座の関係では、先ほども市長の御答弁にございましたように、介護予防リーダー、こちらは養成講座の実施とともに活動を継続して推進していただくための支援が重要であると考えてございます。このために養成講座を終了後、育成のためのフォローアップの期間が必要だという観点から、現在養成講座の翌年度は終了者の育成期間に充てていくといる。

うことで実施しているところでございます。ただ、リーダー自身の高齢化ですとか、御家庭の事情などによりまして、その数も減少していくということも考えられます。また、リーダーも短期間で育成するというのが、非常に難しいというところもございますので、より多くの介護予防リーダーが生まれて、ゆうゆう体操のさらなる普及ですとか、地域での介護予防活動が活発に行われるようにということで、リーダーの養成講座についても、研究をしていきたいと、回数の増についても、ちょっと努力をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) この養成講座のことについて、東大和市は平成22年、23年、25年ということで、31名、26名、20名として、合計77名の修了生を出しているわけですね。そして、このもとになる平成19年には東京都で介護予防リーダー養成講座という事業に、東大和市が14名のうちの3名が、ここの事業に参加されて、この長寿研究会の東京都の老人総合研究所介護予防緊急対策室で行われている事業に参加して、この影響を受けて東大和の運動が始まったと、基本はこれなんですよね。この当時、介護保険は12年から始まったときの、これは転倒予防のスタートで、ここに紹介されていますよ。この人が介護予防を通じて、生き生きと明るい笑顔になったのも、介護事業の1つ中に転倒予防教室が年3回あって、そのコースが1コースが13回行われて、そして平成14年11月の最後の日にグループで続けて行うことに提案したら、4名の方が発足したと。そして、あすなろが生まれたということです。

ですから、こういう人たちの経験を生かして、市が転倒予防の中から育てて種をまいて、そして自発的に家から出てくる人たちが、これだけいるということについては、介護予防の意味合いをきちっと僕は勉強したリーダーが1人でも多く、ですから毎年こういうふうに私たちは高齢化の中に向かっていくわけですから、指導者が80前後の指導者が大勢います。そういう指導者も次々新しい指導者をつくって、後継に伝えていくという自発的な精神も僕は途切れないように続けていく必要があるという意味で、この講座は毎年いろんな理由があろうと、やっぱり介護予防のこういう精神は、きちっと勉強を受けた人が地域リーダーに散っていただくということは、僕は基本だと思っています。リーダーが、先ほど体育の推進委員というのが、また別なんですよ。体育推進委員になっていきますと、これはクラブ活動につながっていくんですよ。クラブ活動は会費を納めるんですよ。ですから、体育協会、文化協会に所属するというのは、会費ありきなんですよ。しかし、介護予防は無報酬なんですよ、指導者や参加者が無報酬でその地域にサロン活動に行っても無報酬で参加したり、指導を受ける人からは、そういうふうに指導を受ける指導料は要らない、あるいは参加するのは参加費は要らない、そういう介護予防の精神を広く普及してきたのが今日なんですよ。ですから、そういうリーダーを僕は必要だと思うんですが、どうですかね。

○福祉部参事(広沢光政君) 今御質問者がおっしゃいましたように、予防リーダー、こちらにつきましては、介護予防に必要な知識、こういったものを学んだ方々が地域における介護予防についての課題、こういったものを見つけて、その解決のため地域に根づいた活動を行うとともに、そういった活動を通じまして、市の高齢者の健康増進ですとか、介護予防の地域づくりの一端を担っていただくということを役割としているということで、リーダー養成講座においても、かなりの専門的なカリキュラム等学んでいただいて、そこを修了してきた方々でございます。そういった予防に関する知識だけでなく、やはり先ほどもお話がありましたけども、ボランティアとして活動していただくということで、人格的にも非常にすぐれたものをお持ちの方がなっているということもございます。そういった意味からしますと、やはり先ほども申し上げましたけども、育成するこ

とに関しましては、ある程度の時間も必要でありますし、そういったことから養成については、できれば継続的に行っていくのがいいのかなというふうには思っております。先ほども御質問者のほうでもお話しありましたが、既に3期生までリーダー養成してきてございます。今後の養成講座について、例えばリーダーの方々が養成講座の講師を務めて、そういった得た知識、経験を引き継いでいけるような、そういったこともあわせた中で今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) ぜひ、リーダー育成については、前向きに検討をお願いしたいと思います。

次に、イです。イについては、元気ゆうゆう体操について、リーダーの人がやはり卒業生が77名いる中で、答弁によりますと55名のリーダーの人が今現在ゆうゆう体操に参加されているということで、やはりこういうふうにゆうゆう体操の組織が底辺に広がってきたときに、リーダーが僕は必要だろうと。今の55名では荷が重くなってくる。ですから、こういう人たちの荷を軽くするためにも、このリーダー教育を受けたリーダーの皆さんが地域に散っていくときに、ゆうゆう体操だけじゃなく、サロン活動に散る人、お花を生ける人、あるいは花壇に散っていく人、それぞれいろんなことにリーダーの人は教育を受けて、地域にどういう社会活動をしていくかということで、多少分かれていっているようだと。そういうことを考えても、55名の地域リーダーが今ゆうゆう体操でいうと、16団体に地域が広がってきていると。これが、もっともっと広がっていくというふうになると、指導者が僕は不足しているというふうになると思います。やはり、そういうリーダーが多くならない限りは、この大きな会から分かれていくというときには、リーダーがそこにいなきゃ分かれることができないし、そして地域にもっともっと自分の生活圏の中で体操をしたいと思っても、その地域の中で指導者がいなければ、遠くまで行かなきゃいけない。遠くまで行くということは継続では無理ですよ。

そういう意味で、生活圏というと500メーター以内の生活圏の中で集会所があったり、広場があったり、公園があったりということが望ましい。そういう広場で、ゆうゆう体操が行われるということが、家から出て体操をするということで元気につながると。市が命令して出てこいと言っているわけじゃないです。16カ所の地域の皆さんは、平均二、三十人の人が自発的に地域のそういうところへ出て、あるいはサロン活動のなんかもすごいですよ。データで33カ所から、この間の答弁からいきますと、40グループに広がってきていると。こういう広がりも、自主的な活動が広がっている。ですから、これはアドプト精神と同じなんですよ。自分が手を挙げて、自分から行動を起こさなければ、こういう事業に継続的になっていかない。出てこい、出てこいと言ってもだめです。自発的に出ていくというか、自発的精神、啓蒙を続けるように行政が音頭を取るだけでいいんですよ。ですから、こういうゆうゆう体操なんてすばらしい体操だと私は思っています。

ですから、こういう体操を広く東大和市の生活圏500メーター以内に、地域、地域にリーダーがいて、そういう体操を日常活動のように、ラジオ体操じゃない、6時になったらラジオ体操と同じような気持ちで自分の周りでできるような、ラジオ体操はもう立派なクラブ活動ですから、そういうふうにクラブ活動に行ける人と行けない人の差が介護なんですよ。ですから、そういうラジオ体操はクラブ活動でなっている事業と、介護のリーダー無報酬で会費がないんで、地域、地域でできるのがゆうゆう体操で、こんな立派な体操ないですよ。ですから、そういう体操について今後とも広めていただきたいというふうに思いますから、このことに私は心配しているんですが、どうですか。

○福祉部長(吉沢寿子君) ただいま議員のほうから、いろいろ元気ゆうゆう体操とか、市の介護予防の始まり ぐらいから、ずっといろいろと御説明いただき、またお褒めいただきまして、ありがとうございます。 議員がおっしゃるように、高齢者の介護予防の活動につきましては、やはり介護予防リーダー、それから体操を普及していただく推進委員の方々の活躍により、現在元気ゆうゆう体操が広まっておりまして、自主グループも18になりまして、さまざまな公園とか、そういったところでもやっていただいておりますし、社会福祉協議会のほうのふれあいサロン活動などにおきましても、活動の中心となって活発に活動していただいているものでございます。これらにつきましては、本当に私ども担っていただいている方々には、感謝をしておるところでございますし、市としては本当にそれが成功している例だということで、議員のほうからもお褒めいただいておりますけれども、これから先も皆様とともに御意見を伺いながら、一緒に取り組んでいきたいというふうに思っています。そのためには、やはり議員がおっしゃるようにリーダーの養成、それから体操普及推進委員の養成というのも、引き続き行っていかなければ、今度次の世代の方たちにも担っていただかなければなりませんので、そういったところも念頭に入れて、引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

- **〇14番(関田 貢君)** ぜひ、今部長の言われたとおり、前向きに検討していただいて、ゆうゆう体操のリーダーが不足しないように、地域に広がっていく組織づくりはやっていただきたいと要望しておきます。
- ○議長(尾崎信夫君) ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番(関田 貢君) では、病院施設の利用について、①の市内に総合病院の実現ということで、東大和病院に標榜科として15科あるが小児科がなく増設について、市民からの強い要望がされています。そして、市長は東大和病院のことについての中心的な医療をされているということを評価しているようですが、市長として要望してまいりたいじゃなくて、実現できるように、行動を起こしていただきたいと思います。これは、私が8月23日に内覧会で東大和病院の附属のセントラルクリニックに行きました。そして、市の皆さんも内覧会に行かれたと思うんですが、その内覧会の説明で診察室が9室もできているんです。そして、9室ある中で小児科の個人的なお話で説明を受けたんですが、この診療所の報告書をもらったんですけど、担当医の評価書を見たら、ここの新しい施設でも小児科のブースはなかった。非常に、僕はそれは残念に思っています。ですから、私は東大和病院も総合病院として、今度は新しい資料を見ますと、標榜として私が調べた当時は15、この最新の資料を見ますと23科、8科もふえている中に小児科が出てこない。このことについても、東大和市に対して、地元にある病院が、こんなに大きくなってきた総合病院的になってきた病院に対して、東大和市の小児科の皆さんが子供を持ったお母さんの声を、反映をぜひしていただきたいと思うわけですよ。

そして、ここに地域の医療連携って大和病院から内科の資料の中で、小児科の皆さんが看板を掲げている小児科が頭に出ている小児科は、僕が調べても4件しかないんですよ、小児科は。そして、地域性がもちろんあります。ですから、交通の利便性もあるでしょう。ですから、そういう意味で私は東大和病院に、これだけ大きくなってきた病院が、そしてセントラルクリニックも新しく増設され、この健康センターはすばらしいものですよ。みんな褒めていますよ、内覧会に行った人が。そういうふうに、何がすばらしいかということが、健康機械の全てが大和で村山へ行かなくてよくなった、CTのMRIの3.0という新しい機械が入って、これはその当時、ほかも入れてないから今のところは東京一だというふうに標榜していましたよ、そのときは。です

から、そういう立派な機械が入って健康診断も実施され、そして今度新しくその科が10科ふえたわけですよ、 セントラルクリニックで。

そして、10科で23足すと33の診療所の窓口がいろんな科があって、その中に小児科が1つもないということについて、地元の行政として病院は本来でしたら生命、財産を守るというのが行政の仕事ですよ、これ。ですから、病院がないところは市で病院をつくらなきゃいけない。そういうことを考えると、武蔵村山は自分たちが病院を呼んで土地や建物の保証して、自分たちの病院としてつくったわけですよ。ですから、東大和市は大和病院に何の手当もないんですよ。ですから、ただものをつくっていただきたいと言っても、やはりそこにはそれ相当の費用もかかるでしょう。ブースに小児科をつくるということについて、ですからそういうことについてのいろんな補助の仕方があるでしょう。ですから、そういう意味合いからすれば、私は市長がこういう新しくできた、こういう時期に今年度は8月23日にスタートした新しい施設ができ、これだけ大きくなった病院に対して、東大和の市民が望んでいる小児科の科ぐらいは、ぜひともつくっていただきたいと思うんですが、どうですか。

- ○副市長(小島昇公君) 私もセントラルクリニックが設立されたときに見していただきました。御質問者おっしゃるように、非常にすばらしい機械が入ったすばらしい施設でございました。今お話のございましたように、市内の東大和市にとっては一番大きな病院である東大和病院に、小児科が欲しいという話は従前からお願いをさせていただいております。病院には病院のまたいろいろ経営という意味で、お考えもあるようでございます。小児科の医師の関係とか、経営の関係とか、いろいろ難しいというお話もいただきました。しかし、市民にとってお子さんがぐあいが悪いときに、市内で診てもらえないと。先ほど、昼間小児科の先生が病院は4つだということございました。医院は4つだと。昼間については、ほとんど過不足なく市内のそういったドクターに診ていただけると。だけども、夜お子さんは熱を出したり、ぐあいが悪くなることが多いわけでございますが、そのときにやはり診ていただく場所が大和にないというのが現実でございますので、小児科をつくっていただきたいというのが、一番の希望でございます。それも伝えてあります。引き続き伝えていきたいと思います。ただ、準夜、ほかのドクターが診療終わった後の例えば7時から10時のような時間に、準夜に診ていただくことはできないかということも、東大和病院のほうには今お願いをさせていただいております。市内のお子さんを持ったお母さん、お父さんの心配をなくすためにも、引き続き強くお願いをしていきたいと思います。以上でございます。
- **〇14番(関田 貢君)** ぜひ、強く小児科実現のために要望をしておきますので、よろしく前向きに進めてください。
 - ②の市内の人工透析者の状況について、ちょっとお伺いします。

- 〇健康課長(志村明子君) 市内の人工透析の状況でございますけれども、市内は人工透析ができる医療機関が1医療機関ございます。それから、病院としては東大和病院のほうで実施されております。東大和病院のほうで実施されている実施件数は大和会の年報によりますと、平成25年度におきましては、病棟での実施が1,188件、外来での実施が3,017件となっているとのことでございます。
- ○14番(関田 貢君) そうしますと、確認しますが、市内の大和病院内で透析患者できた人は当然市内の大和病院なりでやっていると思うんですが、市外の方がだんだん重ねると遠くまで行って受けられないんで、地元の病院で受けたいという人たちの人数というのは、どれぐらいいらっしゃいます。

- ○健康課長(志村明子君) 市内で人工透析を受けている方の中で、東大和病院での希望される方の人数の把握でございますけども、こちらのほうはちょっと健康課のほうでは把握のほうはしておりません。ただ、想定される状態としましては、市内でのいわゆるクリニックでの人工透析というのは、状態が落ちついている方が定期的に週3回やるようなものだということになってございます。一方、東大和病院で行う人工透析につきましては、その方が合併症、例えば高血圧で血圧の状態が不安定になっただとか、心臓疾患のほうがちょっと悪化した、もしくは全身状態がちょっと体調が悪いということで、クリニックではちょっと対応が不可能な専門的な医療もあわせての治療が必要になったときに、紹介のほうをしながら東大和病院のほうで、また状態が落ちつくまで人工透析を行うと、そういうような形での医療連携をしているということでございます。
 - 以上でございます。
- ○14番(関田 貢君) ぜひ、私は他市の人、他市へ透析に行かれている方がだんだん重ねると、回数が1ヵ月が1週間なり、3日なりというふうになって、日がだんだん迫ってきます。そういうふうになったときに、遠くまで行くのが大変だということで、地元でできるようなことに、行政として大和病院にそういう要望をできる環境づくりを、ぜひお願いして、私の要望を聞いていただくよう努力をお願いするということで、私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。
- ○議長(尾崎信夫君) 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇中間建二君

○議長(尾崎信夫君) 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番(中間建二君) 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成26年第4回定例会における一般質問を行います。

初めに、ちょこバスの運行ルートの改善について伺います。

私は尾崎市長が就任して以来、市長の公約でもありましたちょこバスの利便性の向上と運行ルートの改善の問題について、数回にわたって一般質問で取り上げ、取り組みの状況をお尋ねしてまいりました。その際、地域住民から声が寄せられておりました芝中団地を通るルートへの変更や、オンデマンド交通の導入についても提案をしてまいりました。本年6月に開催された第2回定例会においても、ルート変更の内容と実施の見通しについて取り上げさせていただきましたが、そのときの市長答弁では、地域公共交通会議での協議を踏まえ、本年12月の新ルートでの運行開始に向けて取り組んでいくとのことでありましたが、現状まで新ルートでの運行の発表がなされていない状況であります。

そこで、①として、改めて新ルートによる運行開始の見通しについて伺います。

また、ちょこバスは高齢社会を支える重要な公共交通との位置づけから、一定の財政負担が伴うことは当然でありますけれども、一方でできる限り多くの市民の皆様に利用していただき、収益を上げることで財政負担の抑制を図る努力も当然行っていかなければなりません。市民の御理解、御協力をいただくための方策が必要であります。11月に開催された市長のタウンミーティングには、私も参加させていただきましたが、市民の皆様からも率直な御意見が寄せられたことと思います。これらの意見の内容と市の対応について、お尋ねいたします。

次に、自動車運転免許証の自主返納制度への対応について伺います。

警視庁の統計によれば、都内の交通事故発生件数は近年減少傾向にあるものの、高齢運転者による交通事故に限っては増加傾向で推移をしております。過去10年間と比較して、65歳以上の高齢運転者の交通事故発生件数は10%増、75歳以上では1.4倍にも増加しているとのことであります。このような状況においては、高齢者の運転免許証の自主返納制度を進めることは、高齢者自身の命を守り、交通事故の未然防止につながるとともに、市民の交通安全を図る観点からも重要な施策であると考えます。

①として、当市においては、この運転免許証の自主返納制度について、どのような対応を行っているのか、 お尋ねいたします。

②として、高齢者等の自主返納を進めることは、交通安全施策の充実につながるものと考えますが、どのような認識を持っていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

また、自主返納を促進するに際しては、何らかのインセンティブを働かせることが必要と考えます。

③として、自主返納をされる方にちょこバスの無料券を配布することで、自主返納の促進とあわせて、ちょ こバスの利用への誘導を図ることができないか、お尋ねいたします。

次に、自転車の安全な通行を確保するための対策について伺います。

私は、この問題については平成23年第4回定例会において、警視庁が発した良好な自転車交通秩序の実現の ための総合対策についてとの通達に基づき、当市における具体的な対応を求めてまいりました。

①として、自転車専用レーンの設置等について、現在までどのような対応が図られてきているのか、お尋ね いたします。

②として、現在までの対応を踏まえ、自転車の安全な通行を確保するために、今後どのように充実を図って いかれるのか、お尋ねいたします。

次に、小中一貫教育の事業展開の状況について伺います。

当市においては、中一ギャップの解消、教員の意識改革、さらなる学力向上の3点の課題を解消するために、 小中一貫教育を進めておられます。これらの課題認識及び小中一貫教育が目指す方向性については、私も大い に賛同するものであり、着実な事業展開を期待しているところであります。

そこで、①として、これまでの事業展開をどのように総括していらっしゃるのか、お尋ねいたします。

②として、特に義務教育の9年間を見通した小中一貫教育においては、基礎学力の向上や生活規範の定着などにおいて、成果が期待できるところでありますが、現在の取り組みの状況について、お尋ねいたします。

③として、小中一貫教育は5つの中学校区ごとに事業展開が進められておりますけれども、グループごとの 名称の統一など、各グループが一体感を持って事業展開を行うための工夫も必要であるかと考えますが、どの ような認識を持っていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

最後に、ふるさと納税の対応について伺います。

最近は、ふるさと納税の制度が全国的に広がり、テレビや雑誌などでもふるさと納税で地方の特産品が手に 入るような特集が紹介されることも多くなってきております。当然のことながら、当市においても市民の関心 も高まっているかと思いますけれども、当市においても何らかの対応を図っていかなければ、思わぬところで 市税収入の減収につながることもあり得るのではないかと心配をしております。

①として、ふるさと納税について、当市ではどのような事業展開を検討しているのか、お尋ねいたします。

②として、私はふるさと納税の制度を活用して、当市の貴重な文化財である戦災建造物の保存のために、積極的に活用、事業展開を検討し、推進していくべきと考えておりますけれども、市長の御所見を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろ しくお願いいたします。

> [18番 中間建二君 降壇] [市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、ちょこバスの新ルートによる運行開始の見通しについてでありますが、新ルートにつきましては、当初は平成26年12月中の運行開始を目指し、準備を進めてきたところでありますが、見直しルートにおける交通安全対策に係る関係機関との調整に時間を要したことにより、延期せざるを得ない状況となっております。今後の見通しについてでありますが、平成27年2月中の運行開始を目途に、近日中に国土交通省へ認可申請を行うとともに、バス停留所の設置等、必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、タウンミーティングで寄せられた意見と市の対応についてでありますが、平成26年11月12日及び15日に開催いたしましたタウンミーティングは、「公共交通について」をテーマに実施しましたが、ちょこバスの赤字額の抑制やシルバーパスの導入など、運行に関する多くの御意見をいただいております。今後はちょこバスを持続可能な公共交通として多くの市民の皆様に御利用いただけるよう、利用促進の工夫を図っていくことが重要であると考えております。

次に、運転免許証の自主返納制度の当市においての対応についてでありますが、自主返納制度につきましては、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢者など、運転を継続する意思がなく、運転免許証を返納したいという方が自主的に運転免許を取り消すものであり、警視庁や東京都におきまして推進しているところであります。現時点で、市が警視庁等と連携を図った取り組みは行っておりません。次に、自主返納と交通安全施策についてでありますが、増加する高齢運転者にかかわる交通事故の減少を図る施策として、自主返納制度は効果が期待できるものと認識しております。

次に、自主返納に際して、ちょこバスの無料乗車券を配布することによるちょこバス利用への誘導についてでありますが、自主返納した高齢者がちょこバス利用に転換していくことは、交通安全とちょこバスの利用促進の双方に寄与することであると考えます。一方で、無料乗車券の配布につきましては、ちょこバスの通っていない地域や自己負担で乗車する他の高齢者との均衡などを勘案する必要があると考えております。

次に、自転車専用レーンの設置等についてでありますが、平成24年度から自転車の通行場所を明示する自転車ナビマークの表示を交通管理者であります東大和警察署と協議しながら、市域南部の都市計画道路において設置しております。

次に、自転車の安全な通行を確保するための充実策についてでありますが、今後も東大和警察署と協議しながら、路線のつながりと自転車通行者の安全を検討する中で、自転車ナビマーク設置を初めとする対策の推進を図ってまいります。

次に、小中一貫教育の事業展開についてでありますが、国では中央教育審議会の特別部会におきまして、施設分離型における小中一貫教育につきましても検討が進められているところであります。当市におきましては、小中一貫教育に取り組み始めて3年目となり、徐々に成果が出始めている段階であると捉えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学力向上や生活規範の定着などの取り組みの状況についてでありますが、市内の5つの中学校グループにおきまして、実態に合わせた特色ある取り組みを進めるとともに、全校が共通して取り組む内容についても検討を進めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、一体感を持って事業展開を行うための工夫についてでありますが、共通の目標や狙いを持って各中学校グループが取り組みを進めることは、成果を上げるために重要な方策であり、名称の統一もその一つであると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ふるさと納税についての事業展開の検討についてでありますが、ふるさと納税制度はふるさとやゆかりのある地方公共団体に対する貢献したい、応援したいという思いを寄附を通じて実現することができる制度であります。一定額を超える寄附をした場合には、寄附金控除として所得税や住民税の控除を受けることができるものでありますが、現在この制度につきましては、市の公式ホームページで御案内をしているところであります。今後の事業展開につきましては、他の地方公共団体の状況を確認し、研究してまいりたいと考えております。

次に、戦災建造物の保存のための活用についてでありますが、ふるさと納税制度は寄附の制度でありますことから、活用目的を戦災建造物の保存として寄附金を募ることも可能であると考えております。活用方法等につきましては、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長(真如昌美君) 初めに、小中一貫教育の事業展開の状況と総括についてでありますが、当市の小中一貫教育の取り組みは始めてから3年目を迎え、取り組みの中期、すなわち実践の蓄積期間に入ってきております。本年度は、中学校グループごとに年3回の交流日を設け、そこでは授業公開の後、授業にかかわる協議会を行ったり、児童・生徒の日ごろの状況について報告や意見交換を行ったりするなどの取り組みが見られました。その結果、小学校と中学校とが互いのよさや改善点などを学び合う機会がふえ、授業改善や児童・生徒理解が進みつつあります。また、このような状況の中で小中一貫教育の意義についても、教職員だけではなく、保護者、地域にまで広がりつつある様子が見られるようになりました。今後は、これまでの取り組みの成果と課題を明らかにしながら、継続して多様な実践の蓄積に努め、改善してまいります。

次に、学力向上や生活規範の定着などの取り組みの状況についてでありますが、各中学校グループでは教師間の交流だけではなく、学習指導における連携を検討したり、学校生活の決まりを統一したりするなど、学力向上や規範意識の醸成に関する連携にも取り組んでおります。また、中一ギャップを解消する方策の1つとして、中学校の管理職や教員、生徒会が小学校6年生の児童に中学校の生活を紹介したり、小学生が直接中学校の部活動を体験したりするなど、さまざまな取り組みが進められております。さらに、小中一貫教育推進委員会では、学力向上、健全育成、体力向上について、共通に取り組むべき内容を明らかにしたリーフレットを作成し、教員、保護者等に配布を予定しております。

次に、一体感を持って事業展開を行うための工夫についてでありますが、各中学校グループでは本年度から 取り組むべき方向性を明らかにするために、校長が小中一貫教育経営方針を定め、グループ内の一体感を意識 した学校経営を進めております。また、学校、保護者、地域がより一体感を持って事業展開できるよう、現在 各中学校グループごとの愛称づくりを検討しているところであります。次年度は、中期のまとめの年となりま すので、これまでの事業を振り返り、また評価を行う中で、さらなる小中一貫教育の具体的な取り組みの推進 を図ってまいります。

以上でございます。

○18番(中間建二君) それでは、順次再質問をさせていただきます。

初めに、ちょこバスの運行ルートの改善の問題でありますけれども、前議会でお尋ねしたときには、12月からの運行ルート、新ルートでの運行を目指していくということでありましたけれども、これについては交通安全施策の対応ということで、今議会でも補正予算が提案をされ可決されたところでありますけれども、具体的にこれはどういう対応が必要であったのか、確認させていただきたいと思います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 地域公共交通会議の協議が調い、新たなルートについては国土交通省への認可変更申請を行っていく手続というものに入れる状況になりました。そこで、最終的には交通管理者とバスを走らせる際、きちんとした基準の中で運行ができるのか、安全性が確保できるのかといったところの最終の詰めの協議が残っておりました。その協議の中で、これは私のほうでも十分その期間を見たつもりではおりましたけれども、以前に運行していたルートということがありまして、そんなに問題なく通行できるのではないかというふうにしていた部分、それが補正予算のときに御説明させていただきましたけれども、芝中団地北のルートのところで、幅員等について十分ではない、歩行者の安全を確保するためには、それなりの措置が必要ではないかという指摘を受けました。

その協議を進めていく中では、ただ単に市のほうで区画線を広げるだとか、道路全体の拡幅といったことは 困難でございますので、どういったことができるかといったようなことを、芝中団地住宅を管理しています東 京都住宅供給公社のほうにもお願いに上がり、用地について借りられるかどうかといったような協議等をさせ ていただきながら、あと交通管理者とどの程度までの対策をとれば、一応の基準に合った形でのものになるか といったようなことを進めてきました。その協議に大分時間を要してしまい、このようなことになってしまい ました。これは、ちょっと自分のほうも見込み違いというようなこともあり、皆様にも御迷惑をおかけしたと 思いますので、申しわけないというふうに思っておりますけれども、ただそこのところを十分な対策をせずに 運行してしまうということは、後々問題があるということで、対策をとらせていただき、ここでまた新たに補 正予算を組ませていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 今御説明いただいた安全対策が必要とされる場所については、小学校の近くということもありますし、当然公共交通を安全に運行していくことは、当然重要なことでありますので、しっかりと安全対策をとっていただくことは当然に必要かと思っております。

先ほど、市長の御答弁ではその補正予算の執行等の状況等も踏まえながら、国土交通省での認可の手続も進められるので、2月中には新しいルートでのスタートができる見通しであるという御答弁でありましたけども、この点について、再度延びることがないように確認をさせていただきたいと思います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) これから認可の変更の申請を出すというのが、とっくに協議が調っているのに遅いのではないかということもあるかと思いますが、これに関しましては、認可申請する際にはっきりとバス停の時刻だとか、バス停の位置、またはいつから切りかえるといった目標とする日にちをきちっと申請しなくてはなりません。そういったようなことから、最終的に走れる状況になるということを確認した段階でないと、申請が出せなかったということがございました。これから2カ月半ほどというか、2月中というめどであれば、運行に間違いなくこぎ着けるだろうというところでの申請をしておりますので、ここは一生懸命努力したいと思います。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 今回のルート変更、見直しの内容については、時間をかけて地域公共交通会議の中で

じっくりと検討をしていただきながら、またさまざまなニーズ等も踏まえつつ、また市の財政負担がどこまで 可能なのかということも試算をしていただきながら、十分時間をかけて練っていただいたルート案だと思って おります。これまでのルートの短縮のみならず、東大和市駅、また玉川上水駅への乗り入れができることで、 利便性は飛躍的に向上するルート案だと思っておりますので、ぜひこの2月の事業執行に向けて、着実に進め ていただきたい、このように期待をしているところでございます。

続いて、このタウンミーティングで寄せられた意見と市の対応について、お尋ねをしているわけでありますけども、尾崎市長になりまして、年4回程度、タウンミーティングをずっと一貫して開催していただきながら、さまざまな課題について、市民の皆様と意見交換をなされてきた任期中であったかと思いますが、今回11月のタウンミーティングのテーマ設定としては、このちょこバスの新ルート、ルート変更の問題について、あえてテーマ設定をしながら、市としての考え方、また市民の皆様の御意見等も承る機会を市長自身が設けられてきたかと思っております。

その中で、先ほど市長答弁もありましたけれども、いわゆる財政負担、赤字負担の問題ですとか、シルバーパスの適用の要望等があったということでございますけれども、この市として特に市長自身が今回タウンミーティングで、ちょこバスの問題をテーマ設定をされて対応された、その背景というか、考え方について、確認をさせていただきたいと思います。

○市長(尾崎保夫君) タイムリーというふうなお話がございましたけども、ごみの有料化につきましても、その前に2回ほどタウンミーティングでいろんな御意見をいただきながら、実施するということでやってきたわけですけども、今回もそういった意味ではタイムリーということになるかなというふうに思いますけども、今回は公共交通ということで、これは従来から私が申し上げているわけですけども、公共交通ということ、これからの高齢化社会を考えますと、やはりメーンである鉄道、そして民営の路線バス、そしてそれ以外のところをうまく回るように、ちょこバスというコミュニティバスという形になるのかなと思いますけども、これらのものがうまく市内全域を結んでいけるような、そんなふうなまちにしたいなということで、これからまた東大和市そのものをコンパクトなまちでございますので、そういった意味ではそれらのもの、そしてあとはきょうの御質問にもありましたように、公園、あるいは東西に通っている狭山丘陵や野火止用水、そして空堀川等、これらのものをうまく結ぶことによって、東大和市内どこにでも自由に移動ができる、そのための基本的なインフラの一つが、このちょこバスだろうというふうに思ってございます。

今回いろんな御意見をいただいて、赤字が多いとか、あるいはそういうところはやめて、こっちに回したほうがいいんじゃないかとか、いろんな御意見はいただいてございます。それらも全て引っくるめて、今後のものに生かしていきたいというふうに思いますし、またちょこバスも従来から申し上げているように、今の1時間に1本でいいというふうには思っていません。やはり、先行き次の見直しのときには、もう少し時間を短くできないかとか、その工夫というのは、もう既に職員には伝えてあるんですけども、これからだと、このスタートして次のステップにもう向かって、いろんなことを検討していかなきゃだめなんだということで、今指示は出させていただいているわけでございますけども、今回いただいたいろんな御意見をいただきながら、ぜひ東大和市にとって、どんなちょこバスがいいのかを含めて、しっかりと前向きに検討していきたいと、そのように思っています。

以上です。

○18番(中間建二君) このちょこバスの事業、市が行う施策、事業については、どんな事業、施策であれ当

然市民生活の向上のために行う施策でありますから、市民の皆様の御理解、御協力というものが、当然必要になってくるわけですけども、やはりこのちょこバスについても、御意見もありますように、どこまで公共交通を走らせるのに市の財政負担を行うのが適正なのかということについては、それぞれ当然のことながら御意見もあろうかと思います。そういう中で、今回タウンミーティングで市長がテーマ設定された背景として、私はやはり市としても、このちょこバスの事業について、広く市民に理解していただきたい。また、このちょこバス事業とはいえ、一定の市税の負担、財政負担が伴って運行しているものでありますから、市民の理解を得ながら、また一方で市民に乗っていただかなければ継続しない、このバス、いつまでも仮に無尽蔵に赤字がふえていくというようなことになれば、当然これはそういう事業は市としても当然できないわけですから、市民の皆様にもちょこバス、せっかく利便性の高いいいルートを走らせたとしても、乗っていただかなければ、これまさに宝の持ち腐れになってしまうわけで、事業としても継続できないわけですから、いかに市民に利用していただくための工夫を、新しいルートをもとに、また市としても行っていくのかということが、次の課題ではないかと思っているんですけども、この点についての考え方、方向性について伺いたいと思います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 今回の見直しに当たりましては、バス停留所の名称等の変更も行いました。そこのバス停が貯水池堤防に近いとか、あと郷土博物館、郷土美術園に近いというようなことを、わかりやすくするというようなこと、また駅への接続になりますけれども、東大和市駅や上北台駅、玉川上水駅といった鉄道駅につきましては、比較的本数が多いということがありますので、それほどの時間の設定について、配慮は必要ないかなという考えでおりますけれども、武蔵大和駅につきましては、少し間隔があるということで、できればそこでの接続は少し配慮したいということで、検討も行っております。ただ、これにつきましては、ほかのバス停の時刻との兼ね合いもございますので、全ての時間帯でうまく調整ができているというふうには、なかなかいきませんけれども、そのような配慮もいたしました。

また、親しみを持って乗っていただけるようにというようなことも込めまして、ラッピングでも工夫をしております。今後は、やはりいろんな機会に利用していただくということが必要になると思いますので、地域に積極的にいろいろPRをしていくというようなことを、もう少しパンフレットについても乗り継ぎにより、どういう利用ができるだとか、そういう工夫したことがわかりやすくPRできるようなパンフレットをつくっていきたいというようなことを考えているところでございます。

- ○18番(中間建二君) 前にも、やはり乗ってみたくなるようなバスといいますか、そういうラッピングですとか、色ですとか、そういう工夫も必要じゃないかということも、私もお尋ねしたこともありましたけども、さまざまな通常の通勤・通学、また買い物ということだけではなく、あのバスにちょっと乗ってみたいなと、きょう半日あのバスで東大和市内1周したいなと、こう思わせるような工夫だとか、そういうものも必要になってくるんではないかなというふうに思っております。今回タウンミーティングの中でも配られた資料の中にもありましたけども、1日乗車券を発行するということで、予定が示されておりましたけども、例えばこの1日乗車券というのは、どういう使い方を今考えていらっしゃるのか、この点についてちょっと伺いたいと思います。
- **〇都市建設部長(内藤峰雄君)** 今回今までになかった1日乗車券を発行したいと思ったのは、先ほど中間議員 からも御指摘ございましたけれども、市内をめぐっていただきたいという気持ちがございます。多摩湖に行ったり、郷土博物館に行ったり、美術園に行ったりというようなルートが、その中にございますので、そうした

ときに1乗車180円ずつを払っていただくというのも、それでも売り上げ上はいいんでしょうけれども、便利 に使っていただくためには、1枚のカードでずっとめぐれるといったことも大切だということもございまして、 観光的な要素にも少しは寄与できるのかなということで、設定したものでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 東大和市の観光施策についても、力を入れてこられたこの3年間であったかと思いますので、またそこに今回提案されます1日乗車券も、本当に使い方によれば多くの利用者が見込めるのではないかなというふうに期待をしておりますので、今部長から御答弁いただきましたような方向性の中で、さまざまな工夫ですとか、まさに御提案、どのように市民にそれを知っていただいて、利用していただくのか。また、これはある意味では市内にかかわらず、市の外から東大和市をめぐっていただくための、歩いていただくためにも十分活用ができるかと思いますので、積極的な事業展開をぜひお願いをしたいと思います。

もう1点、タウンミーティングでも意見があったかと思いますけれども、タウンミーティングでは今回ルートが一部通らなくなる、縮小されることによって、その地域を対象にしながらコミュニティタクシーの運行についても検討を進めていきたいということの御説明もございました。私はオンデマンド型の交通ができないかということを、何度かお尋ねしてまいりましたけども、このコミュニティタクシーの運行について、今後どのような考え方、方針を持っていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) タウンミーティングでも、どうもこのコミュニティタクシーの検討も同時にされるんではないかというふうに捉えられた方もいらっしゃいましたけれども、これは今後の取り組みということを考えております。1つには、路線バスがあり、そこを補完する意味として基幹的に市のほうでは循環ルートを設けました。それと、この循環ルートと駅を結節するために往復ルートを準基幹的というような形で検討をしたのが、今度の見直しになります。そこをやってもまだ公共交通の空白になる地域が生まれる、また今回の見直しで外れるところが生じたということで、そういったところの生活交通をどうしたらいいかということを考えたときには、ここにコミュニティバスと同じような規模の大きな車体で運行することは、非常に効率的にも悪い、乗車もそんなにいない、需要がないところに走るといったことで、行政の市の負担もどんどんふえていくといったようなことになるということが考えられますので、それでは地域が必要としている交通は何があるのかといったようなことを、市も入り、地域の方たちも入り、またそこでお店を営む方たちとか、または運行の可能性があるタクシー事業者等にも入っていただき、地域でどういう交通を必要にしているかを話し合っていただき、協働して考えていただきたいという考えを持っております。

そのモデルにしておりますのが、小平市で既に導入しているコミュニティタクシーということで、その例を 挙げて説明をさせていただいております。ただ、ここにはやはり一定以上の利用者がないと、持続しないとい うことが、もう既に実証の中でも出ておりますので、そういったことも地域の方たちにわかっていただかなく てはなりません。また、負担もそれなりに生じてくるというようなことをわかっていただいた中で、皆さんで 守り育てていっていただきたい生活交通というのを考えていただきたいというのが、現在の考えでございます ので、そういったことを地域に懇談会等で説明をし、理解をしていただいた上で、何とか導入できるところは 考えていきたいというふうに考えているところで、今同時に進めるということはなかなかできません。その辺 については、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○18番(中間建二君) おっしゃるとおり、全てが市の持ち出しで財政負担でということは、当然これはでき

ないわけですから、一定の利用が見込める、利用者がいらっしゃるところについて、市民と協力しながら対応していきたい。これは、大事な観点であろうかと思いますので、ただこの東大和市として、ちょこバスの運行ルート見直しの中で、このコミュニティタクシーの事例を提案というか、説明をされている中で、やはりそういうものがこの地域に走れるのか、走ってくれるのかということのまだ期待も一部市民の皆様は当然お持ちでありますので、東大和市としても当然これは利用が見込めなければ進められませんけれども、十分にニーズがある地域と協議をしながら、市としても、さらなる事業展開がどこまでできるのか、これについては、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

続いて、運転免許証の自主返納制度への対応について伺っておりますけども、現在東大和市では具体的な取り扱い、対応は行っていないというのが、先ほどの御答弁であったかと思いますけども、ただこの高齢者の運転免許証の自主返納制度を進めることについては、やはり必要であるという認識は市長の御答弁でもおっしゃっていただいたというふうに受けとめております。そういう中で、この現状ででも東大和市としては、具体的な対応はないにしても、今警視庁が行っている高齢者の運転免許証の自主返納を行った方に対しては、手続をすれば運転免許の経歴証明のようなものが発行されるわけでございます。この運転経歴証明書は、いわゆる免許証と同じ身分証明書として使えるのみならず、また特定のサービスが受けられるようなシステムも既に動いているというふうに認識をしておりますけども、この点については、市はどのような認識を持っていらっしゃるのでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) この自主返納制度でございますが、自主的に運転免許取り消しの申請をした場合、運転経歴証明書というものを希望した方に対しまして、交付されることになっています。これは、自主返納前の5年間の運転経歴を証明する書面でございまして、この運転経歴証明書につきましては、平成24年4月1日からは交付後6カ月を超えても運転免許証と同様に、身分証明書として用いることができます。ということで、金融機関等における本人確認の書類として、有効なものと定められてございます。

東大和警察署におきましては、手数料1,000円で発行しているというような状況でございます。ただ、東大和警察署ですと、発行まで2週間程度要しますが、試験場、こちらの近くですと府中試験場になりますけど、 府中試験場で行えば当日に即発行されるというようなことを聞いてございます。

- ○18番(中間建二君) この運転経歴証明書の発行等については、今御答弁いただいたとおりかと思いますけれども、また一方でインターネットなんかで調べますと、高齢者運転免許自主返納サポート協議会というものがございまして、例えばこの協議会が進めているさまざまな施策の中で、この運転経歴証明書を持っていらっしゃる方に、特定のサービスが行えるような制度が、もう既にスタートしておりまして、例えばある信用金庫では金利を優遇するというようなこともございますし、また特定のホテルではレストランでの割引が受けられる。また、東大和市の近くにもあります百貨店では、商品の配送料が無料で行えるとか、このようなサービスが列挙されてインターネット等で情報提供されているところでありますけども、このあたりの状況については、東大和市としては認識を持っていらっしゃいますでしょうか。
- ○土木課長(寺島由紀夫君) この高齢者運転免許自主返納サポート協議会でございますが、この協議会につきましては、警視庁が窓口となりまして運営しているものでございます。先ほど、議員がおっしゃられましたように、このサポート協議会ではさまざまな特典がございまして、信用金庫の金利優遇だとか、先ほどおっしゃられましたデパートの優遇などがございまして、そのほかにも東京都の文化施設や美術館での特典、動物園と

か水族館、それから美術館、記念館等の入館料の割引や記念品贈呈等があるということは認識してございます。 以上でございます。

○18番(中間建二君) この高齢者の運転免許証の自主返納なんですけれども、この制度としては実は平成10年ぐらいからスタートしたというふうに聞いておりますけども、一方で自主返納が積極的に多くの方がされるかというと、なかなかそうでもない、難しい課題もあるかと思います。私も、さまざまな事例というか、御相談ですとか、またよく知っている方とのお話の中で、御本人は運転に自信がある。また、運転をしたいと思うんですけども、家族が心配をするという例が非常に多いですよね。本人は大丈夫だと思っているんだけども、家族から見ると、いつ交通事故を起こすか心配だ、また大きな事故を起こしたときに、本当に大変なことになってしまう、こういう思いを持たれている方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、そういう中でなかなか自分の判断でみずから免許を返納をするということについても、またいわゆる車社会の中で不便になってしまうという思いも、当然あるかと思いますので、制度はせっかくできたんだけれども、なかなか自主返納が進んでいるかというと、そうでもない状況なのかなというふうにも思っております。

そういう中で、市のほうとしても、警視庁がかかわっております自主返納サポート協議会の中で、さまざまな優遇制度、自主返納された方への優遇制度があるということは、市のほうも認識をしていただいておりますので、まずこのような自主返納制度におけるメリットといいますか、そういったものについては、市としてもぜひ積極的に市民の方に知っていただき、またこの壇上でも申し上げましたように、高齢者の全体的な交通安全施策ですとか、御本人の命、事故を未然に防ぐことも当然ですけども、運転に不安な方がハンドルを握られるということについても、当然のことながら、警視庁の統計でも明らかなように、高齢者の交通事故はふえているわけですので、それを未然に防ぐ意味では、この自主返納制度を今市のほうでも認識を持っていただいている、このさまざまな優遇策も、ぜひ積極的にPRしていただきながら、東大和市としても強力に推進をしていく必要があるんではないかと考えておりますけども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 自主返納のメリットについては、市のほうでも認識をしているところでございます。ちょっとしたところに車で出ることが、徒歩や公共交通機関を使うというようなことで、健康増進にもなるだろうというようなこともあります。当然交通事故、高齢者が関連する交通事故の減少にもつながるということで、いろんな交通安全対策の中で1つそういう機能もありますというようなことで、PRしていくというようなことは今後考えていきたいと思います。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 今当市では具体的な事業展開は行っていないわけですので、ぜひこの考え方、東大和市として交通安全施策は当然東大和警察と連携をしながら、さまざまな交通安全施策については、事業展開を行っていただいているかと思いますので、その中に高齢者の運転免許証の自主返納制度についても、しっかりと位置づけながら、取り組みを進めていただきたいと考えております。

この項目の3つ目のところで、先ほど一番初めに申し上げた、ちょこバスの関係等で質問をしておりますけども、当然運転免許証を持っていらっしゃった方が自主返納すれば、移動手段、車としての移動手段を失うわけですから、その方に対して、そういう方にこそ、ちょこバスを使ってもらいたいということが、東大和市としてもっと踏み込んで積極的に事業展開を考えていけないかなというふうに考えております。

先ほど、市長の御答弁では高齢者全体の中で、どうバランスをとるか、免許を持っていらっしゃらない方と の比較検討ということも、そもそも免許を持っていらっしゃらない方との公平性ということもあろうかと思い ますけども、しかし今一方でそういう方については、当然必要に応じてもともとちょこバスは使っていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますので、市の全体的な施策として、この利便性の向上した、また向上するであろうちょこバスに、そういう方にこそ使ってもらいたいということの考え方を、ぜひ整理をしていただく必要があろうかと思いますし、ここで私が御提案しておりますのは、例えば一定期間、ちょこバスの無料券を配布をし、一度数カ月でも、半年でも、1年でも乗っていただければ、このちょこバスの便利さ、また利用度がよく認識でき、また一度利用ができれば、その後継続して今度自分の自己負担でバスを利用していく流れに、当然つながっていくのかなというふうに考えておりますので、そのあたりの事業展開についても、ぜひ検討を進めていただきたいと思っておりますけども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 運転免許証の自主返納に係る市独自でサービスをしているといったような事例も他ではあります。その中に、市が運行しているコミュニティバスに専用の回数乗車券を出していたり、無料乗車証を出しているというようなことも、事例としては調べた中では出てきました。ただし、現在のところでは、市にとってこの制度を使ったときに全体を見渡して、どういったことが可能かというようなことを、これから検討させていただきたいと思いますし、高齢者全体のことを勘案する必要もあるというふうに考えておりますので、少し検討のお時間をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○18番(中間建二君) この点について、私も他市の事例を調べてみましたけども、一番参考になるのが所沢市の事例かなというふうに思います。所沢市では、所沢市が行っております市内循環バスの無料乗車券を1年間の有効期限に限って配布をされているようでございます。具体的に、所沢市の要綱等を調べてみましたけれども、65歳以上の方で免許の自主返納をされた方に対して、1回限り交付をするということで、この方が恐らく所沢市の考え方は、1回1年間利用をしていただければ、その後継続して循環バスを使っていただける、こういう考え方の中で、ある意味では初期投資のようなものかもわかりませんけども、また全体的には交通安全施策を当然進めることが、この要綱の中では目的として位置づけられておりますので、この2つの目的の中で所沢市では具体的に事業展開が行われている事例もありますし、また当然市のほうでも、さまざまな自治体が高齢者運転免許証の返納制度を進める中で、交通安全対策を図っていこうというふうにされている事例は、市のほうもたくさん認識をされているかと思いますので、この点についても、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。
- ○議長(尾崎信夫君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時54分 開議

- ○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○18番(中間建二君) 続いて、自転車の安全な通行を確保するための対策について伺います。 自転車ナビマークの設置を進めていただいているということでありましたけども、具体的に今東大和市内で 設置をされている場所について、確認をさせていただきたいと思います。
- 〇土木課長(寺島由紀夫君) ナビマークの設置の状況についてでございますが、平成24年度から実施してございます。平成24年度につきましては、警察署のほうと協議した中で警視庁のほうが設置してございまして、市道第3号線、けやき通りでございますが、そのけやき通りの中央通りとの交差点から市道第1号線、用水北通

りの交差点の間の延長450メートルについて、平成24年度に設置してございます。平成25年度につきましては、 2カ所設置してございまして、この2カ所につきましては、市の施行で行っております。こちらも、東大和警察署のほうと協議しながら設置したものでございます。1つ目が市道第5号線、ハミングロードですね、こちらは中央通りとの交差点から南街4丁目の交差点までの延長740メートルでございます。もう一つは、市道第9号線、いちょう通りでございますが、中央通りとの交差点から市道第2号線、桜街道の1つ手前の交差点まで、これは延長560メートルでございますが、この3カ所について実施してございます。

以上でございます。

- ○18番(中間建二君) 前回この壇上で申し上げたような形の中で、警視庁が示された通達に基づいて、東大和市においても警察と協議をしながら対応していただいたということで、これについては大変に望ましい評価できることであろうかと思います。今御説明いただきました場所について、私も現場、現地の状況については確認をしておりますけども、一方でせっかくつけていただいているんですけども、少し目立たないかなと思うんですけども、自転車をせっかくナビマークを設置して自転車をそこの車道の左側を走れるように、誘導をされるわけでありますので、もう少しわかりやすい目立つような工夫も必要ではないかと思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。
- ○土木課長(寺島由紀夫君) 現在検討しているところでございますが、自転車ナビマークを強調する方策としまして、ナビマークの周りに路面を青く塗りまして、その上にナビマークを設置して、そういうことでナビマークが目立つような形で検討しているところでございますが、今現在いちょう通りの交通死亡事故があったところなんですが、そちらについては警視庁との協議の中で、そういう形で今やってございますが、ほかのところがまだそういうことでできていませんので、ちょっとおいおいそういう形でやっていきたいなということで、今検討しているところでございます。

- ○18番(中間建二君) せっかく重要な施策でありますので、工夫をしていただきたいと思いますし、また先ほど御答弁いただきましたように、このナビマークが設置されている通路が中央通りのところで切れているということでありますので、例えば多摩湖には自転車通行レーンですか、周遊道路も設置をされておりますし、またこの中央通りでちょうど切れていることで、南北方向にはナビマークはあるわけですけども、東西を結ぶところがないわけですから、中央通りの設置についても、ぜひ進めていただきたいと思いますし、またこの中央通りから北側のナビマークの設置についても、進めていただきたいと思いますけども、どのような考え方を持っているのか、お尋ねしたいと思います。
- ○土木課長(寺島由紀夫君) 現在計画しているところでございますが、議員がおっしゃられましたように、市道第5号線の北伸、それと市道第9号線の北伸、それから先ほど言いました市道第3号線、5号線、9号線が今施工された中で、それを東西に結ぶ市道7号線、中央通りとの接続、こちらのほうを検討しているところでございますが、平成26年度につきましては、東大和警察署と協議した中で市道第3号線、けやき通りの北伸ということで、今協議しているところでございまして、市道3号線の中央通りとの交差点から北側につきまして、武蔵大和駅近くまでの都道128号線までの区間を、平成26年度につきましては、できる範囲の中で実施していきたいと考えております。これを実施することによりまして、市道第3号線と多摩湖自転車道がつながるというところと、あと今小平市側で市道第3号線のほうを通した南側のところにございますが、そちらの小平市側のところで、小平市でナビマークの計画をしているところということを聞いてございますので、そうなるとま

た路線のつながりが、さらに広がりますので、そういう効果があるということで考えております。 以上でございます。

○18番(中間建二君) さまざま今検討していただいているようでございますので、東大和市はまちの特徴として、東西、また南北に比較的近隣市と比べますと、立派な都市計画道路、幹線道路が整備をされているのは大きな魅力の1つであろうかと思います。そういう中で、この自転車の安全な通行を確保するための対策、専用レーンまでいかなくても、このナビマークを設置することで、自転車の安全な通行を確保できるようなまちづくりが進めば、これも大きな当市の魅力の一つにつながっていくかと思いますし、また多摩湖の周遊道路の活用については、私ども公明党として多摩湖ランということで、市民の皆様の健康づくりの拠点にということも何度も申し上げておりますが、また一方で自転車の愛好家も、やはり多摩湖の周りをツーリングするために、わざわざ遠くからいらっしゃるような方もたくさんいらっしゃるわけで、さらにまちの活性化にもつながっていくのかなというふうにも思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

この点で、もう1点、自転車の安全な通行を確保するための対策ということで、ナビマークの設置は当然これ進めていただきたいわけですけども、もう一つ、交通ルールのマナーの徹底という課題もあろうかと思います。特に、自転車が今回この警視庁の通達の大きな狙いは、自転車が車両として左側を通行しなきゃいけないということを徹底するということが、大きな狙い、ポイントであったかなというふうにも思います。そこの意識が、わかっているようで、なかなか徹底されないというか、自転車の特性で、つい便利に左側ではなく、場所によっては右側を走っているような事例もお見受けできるわけですので、自転車が車両として、特に車道は左側を走らなければいけないということの、このマナー、ルールの徹底をどう図っていくのかと、これも自転車の安全対策には欠かすことができない課題であるかと思いますけども、この点については、今どのような取り組みを行っておりますでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 現在市で行っている交通安全の自転車の通行のルールに対しての交通安全でございますが、小学生につきましては、市内10校におきまして、小学校3年生を対象とした自転車運転免許講習会を行っております。この中で、自転車安全利用五則による指導を行ってございます。また、中学生につきましては、スケアードストレート、スタントマンによる体験型交通安全教室を実施してございまして、これにつきましては、3年に1回、各学校で1回行うような形で3年間のうちには、必ず1回回ってくるというようなことで、3年で回しているような状況でございます。

また、東大和警察署主催でございますが、市民を対象とした交通安全運転者講習会を実施してございまして、こちらにつきましては、交通安全運動に伴うものでございまして、春、秋、年2回実施してございます。市内各所で4カ所で実施しておりますので、年間の中では8回実施しているような状況でございまして、こちらにつきましては、車の交通安全はもちろんでございますが、自転車の通行のルールなども取り入れまして、実施しているところでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) この自転車の安全な通行を確保するためには、やはり自転車運転のマナーの徹底ということも、大きな課題であるかと思いますので、ぜひ今後ともこのルールをいかに市民の方に知っていただくのか。また、それが市としての取り組みは当然必要ですけども、いわゆるちょこバスのときでも交通管理者としての警察の役割も出てくるわけですから、やはり警察と協力をしながら市民にマナーの、交通ルールの徹底を図っていく、車ばかり警察も取り締まりしないで、自転車のほうをしっかりと見てもらいたいという、こう

いう思いもございますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

続いて、小中一貫教育の事業展開の状況について、お尋ねいたします。

市議会の厚生文教委員会の中でも、この小中一貫教育については、所管事務調査を行いながら、この議会の理解は私は進んできているかなというふうに思っておりますけども、一方でなかなか保護者とか、市民に、小中一貫教育がどういうものなのか、またそれでどんな効果があるのかというのは、なかなかまだ緒についた状況でありますから、理解が進んでないかなというふうにも思います。また一方で、この先進的に取り組んでいらっしゃる自治体の例を見ますと、やはり小中一貫教育を推進する中で、大きな、壇上でも申し上げましたような3つの課題については、解消できる方向に進んでいくことが期待をされているところであるというふうに認識をしております。

そこで、教育長のほうから御答弁いただいた内容について、幾つか伺いたいと思いますけども、現在の事業 展開の状況の総括という中で、今年度年間3回にわたって各グループごとの交流日の設定を行いながら、授業 を公開し合い交流を深めてているということの御答弁がありましたけども、これは具体的にどういう内容で、 どのようなことを今各グループごとに行われているのか、このあたりについて御説明いただきたいと思います。

○学校教育部参事(石井卓之君) 年間3回の取り組みも各グループによって特色がございます。例えば五中グループは、昨年からもう4回実は自主的にやっておりまして、分科会も取り組みはいろいろございますけども、例えば言語活動グループとか、それから学力向上グループとか、健全育成グループとか、それぞれのグループを分けまして、その中で具体的に授業を通してやっているところがございます。昨年度で言いますと、言語活動グループの中では小学校の図工科の中に中学校の先生と生徒が入っていって、その作品について、お互いに交流を深めるというようなこともやっておりました。または、実際に小学校の授業を見て中学校の先生方と一緒に、あの指導法はどうなんだとか、もっとこうしたら中学校はわかりやすいとか、そういう具体的な取り組みについても話し合ったりをしておりました。

以上でございます。

- ○18番(中間建二君) 具体的な交流を進めることは、当然大事なわけですけれども、年3回、また4回というようなことがございましたけども、また一方で各小学校、中学校とも通常の授業を抱えながら、グループとしての目標、また課題を共有しながら、そもそも9年間を一体的に見通した中で学力向上ですとか、生活習慣の改善等も図っていきたいという狙いがあったかと思いますけども、今の段階で例えばことしは3回、4回ということでありましたけども、具体的にこれから毎年、毎年、小中一貫教育というものを、現状では蓄積の期間だということでの御認識でありましたけども、中長期的にどういうようなイメージというか、具体的な小学校と中学校の交流、教員同士の交流ですとか、子供たちの交流が、どういうような形で図られていくものと、今教育委員会としてはイメージを持っていらっしゃるのか、この点について伺いたいと思います。
- ○学校教育部参事(石井卓之君) 例えば部活動の体験というのは、実は数年前はある特定の学校でしかやっていなかったんですが、これが今かなりの中学校グループに広がってきております。それと、また教員同士の交流も進んでまいりまして、例えば二中グループのところでは中学校の教員が情報モラルについて、小学校で授業をしたりとか、学校ごとにいろいろな取り組みはありますけど、そういったように教員が移動して授業をするということもふえてきております。これは、恐らくそんなに無理をしなくても徐々に広がっていくことだと思っているところです。

それから、教員の移動だけではないんですが、例えば作品交流ということで、中学生の作品を小学校に展示

をしてみたりとか、展覧会の中に中学校のものを入れてみて、そこでまた鑑賞が進んでいたりということで、 実際の子供の交流以外にも、そういったような交流も進んでいきます。最終的には、今の形で年3回やってい くことによって、もう実は効果は出始めてはいるんですが、教員のアンケートをとったところ、授業において はやっぱり小中9年間を見通した指導が大事であるというアンケート結果が8割から9割、実感を持ってきた ということが大きいと思っております。

以上でございます。

- ○18番(中間建二君) 次のところの学力向上ですとか、生活規範の定着のところにも関係をするんですけども、厚生文教委員会で三鷹市のコミュニティスクールを視察をして、ある意味では多摩地域では先進的に取り組みを行い、また大きな成果も上げている自治体だというふうに認識をしておりますけども、そこで一番我々も参考になったのが、いわゆる小学校の先生が中学校の授業に出向いて、ティームティーチングを行う、これについて具体的に小学校の先生が自分たちが教えた小学校での本来身につけるべき基礎・基本というものが、中学校の授業の中で本当に定着しているのか、自分たちが教えたものが形になっているのかというのを、直接その中学校の授業でティームティーチングを行うことで実感を持てる。そこで、教師みずからが、この課題の認識ができる、こういうような取り組みの報告、実践事例等を拝見する中で、やはり学力の小学校と中学校で分断される学力ではなくて、子供たちは必然的に小学校を卒業すれば中学校に上がるわけですから、教員自身が自分たちが教えた基礎学力というものが、きちっと中学校の中に生きているのかどうかということが確認できるというのは、これは非常に大きな成果、効果があるなというふうにも思ったんですけれども、このような取り組みが今後具体的な授業でのティームティーチングの展開のところまで、東大和市としても進んでいくのかどうか、このあたりについての御認識を伺いたいと思います。
- ○学校教育部参事(石井卓之君) 三鷹市の取り組みに関しましては、やはりまずは小学校の教員が中学に行くと、その間学級があいてしまうということがございます。そうすると、そこに代替の教員を入れるか、または市で雇った指導員を入れるという形が必要になりますので、まだ本市ではそこまではちょっと計画的にはございませんが、ただ夏休みなんですが、小学校の教員が中学の数学の補習授業に出向いていって、自分たちが教えた子供たちが、今どうなっているのかということを話し合いながら指導するという場面は出てきております。以上でございます。
- ○18番(中間建二君) 今御答弁いただいたように、まさに三鷹市では一定の財政負担、人件費を確保しながら、そこまで事業展開されているということでございましたので、一足飛びには当然いかないかと思いますけども、当然今教育長が御答弁いただいたように、国のほうの方針としても小中一貫教育というものが、具体的に視野に入りつつある状況でありますので、今後そのような教員同士の交流、また行うことで子供たちの9年間を通した学力の定着というものに、大きくつながっていくことが期待できるんじゃないかなというふうに思っております。また、中学校の先生が小学校のほうに出向くことで、やはり小学校での授業の内容で、どういう工夫がなされているのかということも、中学校の先生も認識を持ちながら、今度中学校での授業での改善にもつながっていくのかなというふうにも期待をしているところでございます。

教育長の先ほどの御答弁ではありませんでしたけども、学力の向上という意味では、東大和市では少人数学習ということで、ずっと推進をしてきていただいているわけですけども、過去に私はティームティーチングの効用・効果ということについても、教育委員会の御認識を伺ったことがあるわけですけども、小学校と中学校の先生の組み合わせてに限らず、ティームティーチングの考え方について、小中一貫教育の中でどういうふう

に考えていらっしゃるのか、この点について伺いたいと思います。

○学校教育部参事(石井卓之君) ティームティーチングというのは、やはり2人の教員が1つの教室の中で役割分担をして、子供たちによりわかりやすい授業を進めていくということに関しては有効で、特に小学校でいいますと低学年の子供たちに非常に有効であると認識しておりますが、ただ本当に今小中一貫教育は直接的には本市のほうでは狙っているところではございませんので、ただそのよさは十分認識しておりますし、生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

- ○18番(中間建二君) 続いて、学力向上、生活規範の定着、取り組みについて、お尋ねをした中で、先ほどの教育長の御答弁の中では、小中一貫教育の推進委員会の中で学力向上、健全育成、体力向上について、共通に取り組むべき内容を明らかにし、リーフレットを策定していきたいということでございますけども、これを具体的な内容等について、今どこまで具体的に検討がなされているのか、お尋ねしたいと思います。
- ○学校教育部参事(石井卓之君) 例えば学力向上の部会ですが、今の本市の教員にとって、まず何が大切かというと、明確な目当てを持たせること。それから、やはり板書をどういうふうにしていくかということがございますので、今現在実はいい授業事例を収集しておりまして、それをもとにこういう目当ての立て方とか、こういう板書の仕方をしていくと、学力は向上するというようなDVDを作成したいなと思って、今委員会では取り組んでいるところでございます。

それから、健全育成のほうでは具体的なルールと取り組みを小学校5年、6年、中学校1年生のところで、接合させていきたいということで、まだ案ですが、例えば言葉遣い、子供たちはこうしよう、教員はこうしよう、保護者にはこういうお願いをしようというようなものも考えているところです。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 学力の向上、定着とあわせて、やはり生活規範の確立ということも大きな課題でありまして、またそれがあって初めて学力につながってくるのかなというふうも思いますので、それを逆に東大和市としては、小中一貫教育の中で小学校と中学校連携をしながら、体系的に9年間を通して身につけさせたいという方針を持って、今取り組んでいただいているわけでございますので、ぜひこちらについても、まさに学力にしても、生活習慣の改善にしても、一足飛びに結果が出るものでは当然ないかと思いますが、しかし着実に今改善されている報告が、よく教育長からさまざまな場面でなされておりますので、ここについてはじっくりと腰を据えて事業展開を、ぜひ進んでいかれることを期待をしております。

続いて、一体感を持ってグループごとの事業展開を行っていくための工夫について、お尋ねをしておりますけども、やはりこちらについても三鷹市の状況を見たときに、小学校、中学校1つで1つのグループで何々学園という名称で、まさに名称を決めることで一体感を持った形の中で学校経営がなされている。また、2人、3人の校長先生がいらっしゃるのが1つのグループですけども、その中で学園長というものが明確になり、あとの校長先生は副学園長という形で学園としての経営理念ですとか、そういったものも策定をしながら学校経営がなされている事例も拝見をしてまいりました。このような取り組みについて、今東大和市の中では、どのような方向性や検討がなされているのか、お尋ねしたいと思います。

〇学校教育部参事(石井卓之君) まず、名称ですが、何々学園というような形にはなりませんが、やはりそれ ぞれのグループが愛称という形で何か共通に考えて、自分たちのグループをアピールできるような形になれば いいということで、今現在学校では考えております。ただ、まだこの後子供たちとか、例えば地域の方にも投

げかけをして、よりよいものになるものと、あと一体感を持てるような形で考えているところであります。

それから、やはり取り組みには中学校グループで共通して進むものが必要になりますので、ことしから各中学校グループの要するに学校経営方針というのが、今までばらばらにあったんですが、その中で例えば三中グループは今年度、体力、生活、食育でやっているんですが、それにかかわる取り組みについて、三中グループの中では学校経営方針の中に位置づけて、取り組みを進めているところがございます。

以上です。

○18番(中間建二君) 学力の向上ですとか、また生活規範の確立ということは、大きな目標、目的になるかと思いますけども、また一方で学校教育の広い目的は、やはり教育委員会ではよく方針として、生きる力という言い方をされておりますけども、そこを突き詰めていけば結局のところは、子供たちが一人の人間として幸福に生きていく、幸せに生きていくためのまさに基礎・基本、生きるための、幸福になるための基礎・基本を身につけるのが義務教育なのかなというふうに受けとめております。そういう中で、名称、愛称を今考えていただいているということで、これはぜひ進めていただきたいんですけども、今御答弁いただいた学校教育部参事も現場経験ございますし、教育長も教壇に立っていらっしゃった経験もあるかと思います。さまざま現場の先生の経験もございますでしょうし、また私も自分が小学校、中学校で受けてきた教育だとか、先生の思いの中を少し思い返してみますと、例えば自分が小学校のときに一番印象に残っている言葉が太陽の子という言葉ですね。君たちは太陽の子だって、これは今同僚議員に聞いたんですけど、私も思い出しまして、灰谷健次郎の作品になるんですね。そういう中で、クラスのスローガンが太陽の子、君たちは太陽の子として生きていくだと、これがずっと実は自分の気持ちの中に残っております。また、中学校、高校のときの思い出としては、負けじ魂という、こういう言葉がやはり印象に残っていまして、いわゆる人生生きていく中で必ず困難が起こる、これに対して、それをどう乗り越えていくか、こういうような教育であったかと思います。

そういう中で、やはりそういう愛称とか、スローガンは地域的な名前とかということだけじゃなく、まさに 子供たちが、せっかく東大和市が小中一貫教育を進めていただいている中で、希望だとか、夢だとか、誇りだ とかが持てるような、いい愛称をこれは今おっしゃったように、教育委員会だけではなく、父兄や子供たちの 声も聞きながらやっていきたいということでございましたので、そういう生涯残るような、また自分たちがこ の学校を卒業した、またこのグループの中で義務教育を受けたということが、生涯残るようなぐらいの熱い思 いを持って、ぜひ名称については、進めていただきたい、検討していただきたいと思っておりますけども、こ の点についての御認識を再度伺いたいと思います。

〇学校教育部参事(石井卓之君) 恐らく小中一貫教育は、それぞれの地域で、それぞれ地域らしい、恐らく取り組みが進んでいくと思います。ですから、名称につきましても、恐らく三鷹とはまた違う、大和らしいものにしていきたいなと考えております。

- ○18番(中間建二君) 名称を定めることでの統一感、またそこでの教育的効果も当然のことながら狙いとして持っていただきながら、せっかく進めていらっしゃいます小中一貫教育が各グループごとに一体感を持って、学校経営の理念なり、また目標なり共有しながら、また先生同士、子供たちの交流が進む、そして一体感を持った教育が、ぜひグループごとに進んでいくように取り組みを期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。この点について、教育長のお考えを最後、再度伺いたいと思います。
- ○教育長(真如昌美君) 小中一貫教育の推進につきましては、私が前々から言っているとおり、身の丈に応じ

た一貫教育の推進を目指しているところでありますので、それぞれに今室長が言いましたように、それぞれの場所で、それぞれの一貫教育を進めていくということであります。ですから、先ほどから話に出ておりました名前につきましても、名称ではなくて愛称ですので、新しい名前ができたからといって、その名前が一般的に通用するかというと、そうではなくて、何校かまとまって何かを目指していくときのチームワークづくりといいますか、そういった性格のものですので、そこのところはうちらしいものをつけて、そしてまたそれを共有しながら、経営をまた変えていくという、そういうことであります。いずれにしましても、取り組んできたものがもう半ばぐらいにも来ていますので、これから実践をさまざま積みかえながら、うちらしいものをつくり上げて、そして他の区や市にも紹介できるようなものになっていけばいいなというふうに思っているところであります。

また、取り組みの中で保護者、地域の方に、もう少しPR、あるいは御理解をいただいたらどうかという御指摘がありましたけども、その辺についても課題として受けとめておりますので、今後はあらゆる機会を通じまして、大和の取り組みについて、市民、あるいは保護者の方にしっかりと御理解いただけるように、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) それでは、最後ふるさと納税の対応について、お尋ねしたいと思います。

このふるさと納税、当市においてもホームページ等での情報提供はされているということでございましたけども、また一方でふるさと納税が今広く日本国じゅうに認知が広がっている中で、広く国民、市民の受けとめ方としては、何か特定の自治体に寄附をすれば、それに何かお土産がもらえる、プレゼントがもらえるという、こういうPRの仕方の中で事業展開が図られ、またこれであそこの自治体に寄附すれば、こんなものがもらえた、またよかった、よかった、得したというような、そういうような風潮で今世の中話題になっているわけですけども、そういった中で東大和市としては、今具体的に東大和市にふるさと納税をすれば、寄附をすれば、何かそういうものがあるというところではない状況ですので、このあたりを今後東大和市として、どういうふうに考えていくのか。何も手を打たなければ、やはり結果としては、本来的には市に住んでいるわけですから、当然この市に税金を納めてもらいたいのが市の立場であり、我々議員もそういう立場でありますけれども、また一方で制度して、そういうものができれば、あちらに税金を納めよう、寄附をしようという流れになってしまうことも現実的にはなりつつある状況の中で、東大和市としてはふるさと納税については、どういうふうな事業展開を今後進めていくのか、このあたりの検討状況について伺いたいと思います。

○企画財政部参事(田代雄己君) ふるさと納税ということで、寄附の制度ですけれども、他の市町村の中では特産品をお渡しすることによりまして、寄附金をふやしているという事例も見受けられるところでございます。また、この制度の中も実際には地方都市のほうに生まれ育った人たちが都会に出まして、都会に行って実際に住んでいるのは都会ですので、そこで納税をしている。でも、地方のほうでは実際生まれ育ったにもかかわらず、市税の収入が入らない。あるいは、税金が入らないということで、その辺のバランスの格差を是正するような、そういう課題の中で生まれたということも認識しているところです。

また、そういう意味では納税制度の本当は根幹というか、住民サービスを提供するそういう市町村に納税するんじゃなくて寄附をすると、他の市町村に寄附するということで、そういう面での批判も実際にはあるということもございます。そういうこともありまして、東大和市は今後どういう展開をしていくかということですけれども、まずはその辺の矛盾点なども確認をしつつ、寄附、他の市町村でやっている事例を確認しながら研

究してまいりたいと思ってもおります。

以上でございます。

- ○18番(中間建二君) 何らかの対応、対策はとっていただく必要があろうかと思いますけども、現状で今このふるさと納税という制度によって、例えば東大和市民が他市に寄附をすることで、税が免除される、控除されるということも当然あろうかと思いますし、また東大和市にふるさと納税をしてくださる方もいらっしゃるかと思いますけども、このあたりの現状の東大和市の市税収入に、どのような今影響があるのかということについては、データはお持ちでしょうか。
- ○課税課長(矢吹勇一君) 当市での個人市民税への寄附金控除の影響についてでございますが、今年度、26年度の当初の時点の数字で申しますと、人数で105名、市民税の控除額といたしまして222万9,000円という額になってございます。

以上です。

- ○18番(中間建二君) 二百二十数万円、いわゆる控除を受けているということは、本来市税収入として入る 見込みだったものが、その方のふるさとに流れているということになります。そうしますと、二百数十万円が 大きいのか、小さいのかということはありますけど、また一方で今そういうところで税収を確保しようという 地方の動きも明確にありますので、東大和市としてどうしていくのかということについては、ぜひ早急な検討 を進めていただきたいと思いますし、また今回他の議員の一般質問でもございましたけども、東大和市の特産 品をお渡しをする、こういうことも当然産業振興の観点では考えられるかと思いますし、また一方で最後の質 間になりますけども、東大和市のまちの魅力を、どう広く知っていただくかということを考えたときには、私 は戦災建造物の維持・保存という目的に対して、広くふるさと納税、まさに今回他の議員の一般質問にもあり ましたように、東大和市が誇れる文化財の維持・補修のために、広く日本の国民に協力してもらいたいと、こ ういう考え方は非常に有益であるんじゃないかなというふうに考えておりますけども、この点についての現状 の認識、また課題等について御説明いただきたいと思います。
- ○企画財政部長(並木俊則君) 施策の部分が多くございますので、私のほうからお話をさせていただきます。 ふるさと納税制度を活用ということは、今中間議員がおっしゃったように、当然日本全国、この制度を利用 していいわけでございまして、この活用というのは前々から、どこかの時期でもっと充実したものということ で内部では考えているところはございます。もう一つには、今もお話にございましたように、実際の東大和市 民の方が、ほかの地方公共団体のほうにふるさと納税ということでされて、その部分の税額の控除ということ で、先ほどちょっと金額の提示もございましたが、そういった部分があります。片や、今課題になっておりま す当市への寄附金、これとのバランスが当然今後金額が大きくなった段階では、かなり重要な課題になってく るなというふうには思っていますが、まだまだ今の段階では、それほど大きなところではないという判断はし ているのが現状でございます。

そういった中で、やはり今答弁の中でも申し上げましたが、寄附金を募るというところの中で、ただそこだけを考えれば、市の特産物等の贈呈を考えた中でということで、多摩のほうの数市も力を入れている市は幾つかございます。今の私どもの考えの中では、やはり寄附金を大きく募るんであれば、それなりの事業の目的を何か持った中で、こういうことを東大和市としては施策の展開をしていくので、寄附金、ふるさと納税制度を利用した中で、活用した中で寄附金を募りたいというようなことを持たないと、なかなか先ほど答弁でも申し上げましたが、納税というところを考えますと、私ども担当者としても踏み切れない部分というのが、どうし

てもございます。そういったものを、いろんな課題を今後今も研究しているんですがクリアして、東大和市の 今後の施策の展開に、そのふるさと納税制度、または寄附金が大いに活用できるようなことということで、構 築をしていく。それが今の過程の中で、大きな要素を占めておりますので、今後も十分な研究のもと、情報収 集のもと、検討をしていくというところということで、現段階は考えてございます。

- ○18番(中間建二君) 税収、地方においてはやはり貴重な税収源ということで、そういう思いで取り組んでいらっしゃる自治体も当然ありますし、また東大和市にとっても当然税収のこともありますけども、やはりもう一つはいかにまちの魅力をPRしていくための、1つのツールとしても活用できる制度ではないかなというふうに思っておりますので、十分な今部長御答弁いただきましたように、検討を加えながら、東大和市にふさわしいふるさと納税制度を、ぜひ構築していただいて事業展開がスタートできることを期待をいたしまして、一般質問を終了させていだたきます。
- ○議長(尾崎信夫君) 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。
- ○議長(尾崎信夫君) お諮りいたします。

以上でございます。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時40分 延会